

令和7年度第2回狛江市総合教育会議

議 事 日 程

〔 令和8年2月9日（月）午前11時～
（教育委員会定例会終了後）
狛江市防災センター4階会議室 〕

－ 議事説明 －

- ・ 議事概要
- ・ 出席者紹介

－ 協議・調整事項 －

- （１）狛江市いじめ防止基本方針（案）について
- （２）学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）について

－ 報告事項 －

- （１）令和8年度当初予算案（教育関連）について
- （２）狛江市子どもの権利条例の制定について
- （３）狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について
- （４）学校におけるネットワークアセスメントの実施等について
- （５）狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- （６）狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

■ 資料

- 資料１ 令和7年度第2回狛江市総合教育会議委員名簿
- 資料２ 狛江市いじめ防止基本方針（案）
- 資料３ 学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）
- 資料４ 令和8年度会計別予算規模・教育子育て関連予算概要
- 資料５ 狛江市子どもの権利条例
- 資料６ 狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について
- 資料７ 学校におけるネットワークアセスメントの実施等について
- 資料８ 狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
- 資料９ 狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて（答申）

■令和7年度第2回狛江市総合教育会議委員名簿

区 分	氏 名	職 名
会 長	松原 俊雄	狛江市長
委 員	柏原 聖子	狛江市教育委員会教育長
	斉藤 茂好	狛江市教育委員会委員教育長職務代理者
	佐伯 英徳	狛江市教育委員会委員
	小川 敦子	狛江市教育委員会委員
	森 昌子	狛江市教育委員会委員
事務局	高橋 良典	狛江市企画財政部長
	富田 泰	狛江市子ども家庭部長
	波瀬 公一	狛江市教育委員会教育部長
	鈴庄 美苗	狛江市教育委員会教育部教育政策監
	松倉 淳之介	狛江市教育委員会教育部理事兼指導室長
	上田 智弘	狛江市教育委員会教育部調整担当理事
	浅井 信治	狛江市教育委員会教育部学校教育課長
	中村 貞夫	狛江市教育委員会教育部教育支援課長
	金築 宏美	狛江市教育委員会教育部社会教育課長
	瀧川 直樹	狛江市教育委員会教育部公民館長
	柳田 裕司	狛江市教育委員会教育部指導室統括指導主事

狛江市いじめ防止基本方針（案）

令和8年 月 改定
狛江市・狛江市教育委員会

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

狛江市いじめ防止基本方針（以下、「基本方針」という。）は、こうした児童・生徒の心身の安全や安心を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害（人権侵害）する「いじめ」問題を克服し、児童・生徒の尊厳を保持するため、国が策定した「いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）」及び「いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）」並びに「狛江市子どもの権利条例（令和 8 年 4 月 1 日施行）」に基づき、学校におけるいじめの防止等（いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として定めるものである。

第 1 基本的な考え方

1 いじめ防止等の対策に係る基本理念

いじめの問題は、心豊かで安全・安心なよりよい社会をいかにしてつくるか、という学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめは相手の人権を侵害する行為である。とりわけ学校におけるいじめ問題への対応は、どの学校においてもいじめは起こりうるという認識の下、全ての児童・生徒が安心して学校生活を送ることができることを目指して取り組むことが重要である。そこで、「狛江市子どもの権利条例（令和 8 年 4 月 1 日施行）」を踏まえ、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- いじめの防止等の対策は、いじめが全ての児童・生徒に関係する問題であることを踏まえ、児童・生徒が安心して学習に取り組んだり、学校生活を送ったりすることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行われなければならない。
- いじめの防止等の対策は、全ての児童・生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめられた児童・生徒にとっていじめが心身に深刻な影響を及ぼす重大な行為であることについて、児童・生徒が十分に理解できるようにしなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童・生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、狛江市、狛江市教育委員会、学校、地域、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。また、そのような行為を行った児童・生徒に対しても適切な支援

を行わなければならない。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童・生徒に対して、当該児童・生徒と一定の人的関係（同じ学校に在籍している等）にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（不作為によるもの及びインターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の心身の健全な成長や人格形成等に重大な影響を及ぼすだけでなく、いじめを受けた児童・生徒の生命をも重大な危険に陥れたり、その心に生涯消えない深い傷を残したりするものである。いじめは極めて深刻な人権侵害であり、行ってはならない。

4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

（1）いじめを生まない学校づくり

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識に立った上で、いじめが発生しにくい学校や学級づくりを行っていくことが、いじめ防止対策の基本となる。そのため、全教育活動を通じて、児童・生徒がいじめ問題を自分たちの問題と捉え、考えることができるよう、指導を徹底する必要がある。特に、特定の児童・生徒への対処療法的な生活指導にとどまることなく、全ての児童・生徒に働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進することが重要である。

（2）調査・観察等によるアセスメントを活用した、いじめの早期発見（いじめ見逃しゼロ）

学校として、児童・生徒同士の間で起こるいじめを、できる限り漏らさずに認知するためには、全ての教職員が「いじめの定義」を正しく理解することが必要である。更に、いじめをできるだけ初期の段階で発見できるようにするために、調査・観察等によるアセスメントやいじめ発見のためのアンケートの実施等、教職員をはじめ大人が児童・生徒の援助希求を適切に受け止め、支援できるようにする必要がある。

（3）いじめへの組織的対応

「法」に基づき、「学校いじめ対策委員会」（「基本方針」第3－2－（1）にて

組織を規定）を核とした対応を徹底し、学級担任等が一人で抱え込んで対応することのないようにしなければならない。そのために児童・生徒の気になる様子についての報告や情報共有は、全ての学校・全ての教職員で必ず行う。その際「もう少し様子を見る」「この程度は報告しなくてもよい」という個人的判断ではなく、どんな小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」（「基本方針」第3－2－（1）にて組織を規定）を核とした対応を徹底し、学級担任等が一人で抱え込んで対応することのないように報告し、各事案への対応方法を協議する。

（４）家庭や地域、関係機関との連携

いじめは児童・生徒だけの問題ではなく、社会全体の構造的な問題であり、学校の内外を問わず行われる行為であることから、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を推進するためには、保護者、地域、関係機関等が、学校のいじめ防止のための取組について十分に理解することが重要である。必要に応じて、保護者会や学校運営協議会等の場で、いじめ問題の解決に向けて共通理解を図っていくことが重要である。

第２ いじめの防止等のための狛江市教育委員会の取組

１ 学校を支援するための取組

- （１）学校、児童相談所、法務局又は地方法務局、弁護士、警察、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーにより構成される「狛江市いじめ問題対策委員会」（以下、「いじめ問題対策委員会」という。）を設置する。また、「いじめ問題対策委員会」の委員は、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」（「基本方針」第3－2－（1）にて組織を規定）に関与する。
- （２）「いじめ問題対策委員会」と各学校との円滑な連携の下、「基本方針」に基づく活動を行う。
- （３）各学校のいじめの防止等の取組に関して、学校訪問や研修会等を通じて指導・助言を行う。

ア 教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の充実

各学校の教員が子どもと向き合うことのできる相談体制の整備を図る。

- （ア）スクールカウンセラーを効果的に活用するとともに、狛江市の専門教育相談員との連携を強化し、適切かつ迅速な相談体制を整備する。
- （イ）心理や福祉、医療等の専門家の相談連絡先や相談フォームの開設を示した資料の配布等により相談窓口の周知に努める。

イ 子どもの主体的な活動の推進と支援

狛江市立小・中学校は、学校におけるいじめを防止するため、以下のような児童・生徒の主体的な活動を推進する。また狛江市教育委員会は、学校が行う活動を支援する。

(ア) 児童・生徒自らが企画したいじめ防止を啓発する活動を推進する。

(イ) 各校の児童会・生徒会の交流の場の積極的な活用を推進する。

(ウ) 特別活動を中心とした、豊かな人間関係形成を支援する。

ウ ネットいじめへの対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

(ア) 小学生の段階から、デジタル・シチズンシップ教育を計画的に推進する。

(イ) 児童・生徒及び保護者等に対するネットいじめ防止等への啓発活動の徹底を図る。

(ウ) いじめに関する相談窓口を周知する。

(4) 調査・観察等によるアセスメントについて、各種研修会で活用方法等について取り上げ、教員が効果的な活用をできるようにする。

2 教員の指導力向上のための取組

いじめの防止等のために、狛江市教育支援センターと連携した人材育成や資質・能力の向上を図る。

(1) 教職員のいじめを感じる感覚・意識の向上を促すため、研修の在り方を検討し、具現化する。

(2) 人権教育、特別支援教育に関する研修を悉皆で実施し、教職員の人権意識の醸成や、児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応できる力の育成を図る。

(3) 児童・生徒一人ひとりにきめ細かく対応するために、校長のリーダーシップのもと、校内組織体制を整備する。

(4) 日常的な観察を通じて、児童・生徒の心身の変化の受け止め方等、教育活動で生かせる教職員のカウンセリング・マインドの向上のための研修を推進する。

3 関係機関と連携した取組

(1) 多様な外部人材の活用等による問題解決への支援

ア 必要に応じて、学校サポートチーム、健全育成に関わる関係機関や専門家と連携し学校を支援する。

イ 学校教育以外を所管する部署との定期的な情報交換及び情報の共有化を継続して行い、いじめの初期対応・中期的な対応・長期的な展望に立ち、いじめ問題について総合的な検討を進める。

(2) 学校関係者への啓発

家庭・地域及び関係機関に対して必要な広報活動を進め、いじめを防止することに対する啓発活動の促進を図る。

第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

- (1) 学校は、「法」第13条の規定に基づき、「狛江市立〇〇小（中）学校いじめ防止基本方針（以下、「学校いじめ防止基本方針」という。）」を策定する。
- (2) 学校は、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）」、「東京都いじめ防止対策推進基本方針（平成26年7月10日策定）」、「東京都いじめ総合対策【第3次】（令和7年6月）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版文部科学省）」、「基本方針」及び「狛江市子どもの権利条例（令和8年4月1日施行）」を参酌し、各学校の実情に応じて「学校いじめ防止基本方針」を定めて公開する。また、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、見直しを継続的に行う。
- (3) 狛江市教育委員会は、各学校の取組を定期的に進行管理し、必要に応じて指導・助言を行う。

2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) 学校は、「法」第22条の規定に基づき、いじめ防止等を実効的に取り組むため、管理職、教職員、狛江市の専門教育相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護者の代表等により構成する「学校いじめ対策委員会」を設置する。また、必要に応じて、「学校いじめ対策委員会」に、「いじめ問題対策委員会」の委員が関与する。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」は、各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」が実情に即し、機能しているかを評価し、必要に応じて修正を行い、より実効的な内容へと改善する。
- (3) 「学校いじめ対策委員会」は、「法」第23条第2項の規定に基づき、いじめの事案に対し、事実関係の把握に努め、いじめであるか否かの判断を行う。
- (4) 「学校いじめ対策委員会」は、「法」第28条に規定する重大事態が発生した際には、同法同条に基づく調査を実施するため、狛江市教育委員会が設置する「いじめ問題対策委員会」との連携・協力を図る。

3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- (1) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の安全確保や心のケアを第一に支援を行う。
- (2) 学校は、いじめの発見・通報を受けた場合、「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的な対応を行う。速やかに事実確認を行い、その結果を狛江市教育委員会に報告する。
- (3) 学校は、いじめを行った児童・生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導す

るとともに、いじめを行った児童・生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定め適切な支援を行う。

- (4) 学校は、いじめを受けた児童・生徒の保護者と情報を共有する。場合によっては保護者会を開催する。
- (5) 学校は、狛江市教育委員会や関係機関との連携を図り客観的な視点から指導・助言を受ける。
- (6) 学校は、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的、計画的に行われるよう、包括的な取組方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- (7) 学校は、全ての教職員がいじめ問題への対応についての共通理解をできるようにするため、年に3回以上、いじめ問題に関する校内研修を実施する。

4 学校におけるいじめの防止

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、人を傷付けてはいけないことを、学校は、児童・生徒が理解できるようにすることが必要である。生命尊重の精神と人権感覚を育み、いじめの未然防止と指導の充実を図るために、以下のように方策を講じる。

(1) いじめの防止に関する基本的な姿勢

ア 教職員が行うこと

- (ア) 児童・生徒の言葉を受容的・共感的に聞く姿勢をとって信頼関係を積み上げ、豊かな人間関係を構築する。
- (イ) 「人を傷付けない」という雰囲気を学校全体に醸成できるようにする。
- (ウ) 全ての児童・生徒が「分かる」「できる」という実感に加え、児童・生徒自身で自己選択・自己決定できる授業を行う。
- (エ) 児童・生徒一人ひとりを大切にする指導の徹底を図る。
- (オ) 学校生活の中で全ての児童・生徒が活躍し、安心できる「居場所づくり」を進める。
- (カ) 児童・生徒の意見を尊重するとともに、児童・生徒が自分の意見を表明することをおして、学校づくりや学級づくりに積極的に参画できるようにする。

イ 児童・生徒に指導すること

- (ア) 学校生活において、多様な他者との関わり合いや学び合いの経験をおして、児童・生徒一人ひとりが自己の目標に向かって他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断し、実行する力を身に付けられるようにする。
- (イ) 他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を児童・生徒全員が感じとれる「きずなづくり」を進める。
- (ウ) 児童・生徒の心が通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、信頼できる集団づくりを進められるようにする。

(エ) 児童・生徒同士の合意形成や意思決定の場を設定し、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成できるようにする。

(2) いじめの未然防止

いじめの未然防止を図るため、以下のように方策を講じる。

ア 人権教育をより一層推進する。

イ 教育活動全体を通じた道德教育の充実を図る。

ウ 道德科等において「いじめに関する授業」を年3回以上必ず実施し、いじめの問題を自分のこととして捉え、児童・生徒が主体的にいじめについて深く考え、議論し、いじめは行ってはならないことを自覚できるようにする。

エ 集団の一員としての自覚と自信を育むことができるよう体験活動の充実を図る。

オ 学級活動・児童会・生徒会等の特別活動においていじめの防止に資する児童・生徒の主体的な企画及び運営による活動を支援し、その充実を図る。

カ 教職員の指導力・資質の向上のための校内研修を充実する。

キ 保護者・地域にいじめを防止することの重要性について、より一層理解を促すための啓発活動を行う。

(3) いじめの早期発見

いじめの早期発見を図るため、以下のように方策を講じる。

ア いじめの行われる場所やその態様を考慮し、児童・生徒のわずかな変化に気付くため日常の生活状態を観察する力を養う。

イ 教職員をはじめ、児童・生徒の本音が聞けるような人間関係づくりを進める。

ウ 調査・観察等によるアセスメントやいじめに関するアンケート調査、定期的な面談、聞き取り等を基にいじめの早期発見に努める。

エ 児童・生徒の変化に関する情報について、全ての教職員が円滑に情報を共有し、継続して気になる児童・生徒の見守りができるように、必要に応じてケース会議を開催する。

オ 児童・生徒が相談しやすく、また教職員が一人で抱え込むことのない教育相談体制を確立し、周知する。

カ 「SOS の出し方に関する教育」*1を推進し、児童・生徒が適切な援助希求を発信しやすい体制づくりを行うとともに、教職員が児童・生徒の援助希求を受け止める研修を実施する。

(4) いじめの早期対応

ア いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童・生徒の人間関係に関する悩み等含む）があった場合や学校の教職員がいじめを発見した場合、また児童・生徒や保護者等から相談を受けた場合、速やかに「学校いじめ対策委員会」等に対し、当該いじめに係る情報を報告し、情報の迅速な共有化を図る。

イ いじめ問題の対応経過については、「いつ、どこで、誰が、誰に対して、どのよ

うに対応したか」等が明確になるように記録するとともに、各学校において適切に管理する。

(5) ネットいじめへの対応

インターネットを通して行われるいじめの防止に向けた対策を推進する。

ア インターネットを通じて行われるいじめが生じた際には、狛江市教育委員会及び警察等の関係機関等と連携して迅速に必要な措置を講じる。

イ 児童・生徒に対するデジタル・シチズンシップ教育の充実や保護者等への啓発活動を推進する。特に SNS*²において、文字等を中心としたコミュニケーションは、勘違いや間違っただけの思い込みをきっかけにトラブルに発展することもあることから、対話でのコミュニケーションと同様にあらゆる教育活動をとおして啓発、指導する。

(6) 家庭や地域、関係機関と連携した相談体制

いじめを受けた児童・生徒の安全確保や不安解消はもとより、いじめを行った児童・生徒に対する組織的・計画的な指導及び観察に加え、必要に応じて「観衆」や「傍観者」となっている児童・生徒についても、家庭や地域、関係機関と連携した相談体制を確立する。

ア 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図り、迅速な対応ができるよう、「学校いじめ対策委員会」を中心とした相談体制を整えておく。

イ 日頃からいじめの防止に向けた学校の取組をホームページや学校便り、道徳授業地区公開講座等で積極的に伝える。

5 いじめに対する措置

いじめの解消に係る判断については、以下の内容を規準とする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

※ いじめを受けた児童・生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。（ただし、いじめの重大性等から、さらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は「学校いじめ対策委員会」の判断により、より長期の目安を設定する。）

(2) いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を感じていないこと

6 留意事項

下記に該当する児童・生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童・生徒については、日常的に、当該児童・生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(1) 発達障がいを含む、障がいのある児童・生徒がかかわるいじめについては、教職員

が個々の児童・生徒の障がいの特性への理解を深めるとともに、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）や個別指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童・生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

- （２）海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童・生徒は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないよう、教職員、児童・生徒、保護者等の外国人児童・生徒等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- （３）性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童・生徒に対するいじめを防止するため、性同一性障がいや性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- （４）災害等の影響を受けた児童・生徒（以下「被災児童・生徒」という。）については、「被災児童・生徒」が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童・生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、「被災児童・生徒」に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。
- （５）令和７年度から校長及び副校長においては、小・中学校間の連携を強化し、義務教育９年間を見通した教育活動の充実を図るため、中学校区を中心としたコミュニティ・スクールの「ゾーン」ごとに、兼務発令をしていることを踏まえ、特に配慮が必要な児童・生徒を含め、全ての児童・生徒について各ゾーンにおいて、適切な引き継ぎを行う。

第４ 重大事態への対処

いじめの重大事態については、国の「いじめの防止等のため基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定）」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和６年８月改訂版文部科学省）」により、適切に対処する。

重大事態とは、「いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

なお、児童・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときについても、申し出の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告に当たる。

- １ 学校は、重大事態が発生したときは、狛江市教育委員会を通じて速やかに狛江市長に報告する。

- 2 狛江市教育委員会又は学校は、その事態に対処するとともに、「学校いじめ対策委員会」等において、事実関係を明確にするための調査を実施する。調査の主体については、個別の重大事態の状況に応じて、狛江市教育委員会が判断する。
- 3 狛江市教育委員会は、学校が調査を行うときは、「いじめ問題対策委員会」を開催するなどして、必要な指導・助言又は支援を行う。
- 4 狛江市長は、必要に応じ、狛江市いじめ問題調査委員会を設置し、重大事態についての再調査等を依頼することができる。
- 5 狛江市教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を調査の実施前及び実施後に適切に提供する。

第5 評価

狛江市教育委員会は、各学校の「学校いじめ防止基本方針」の内容が適切であり、実効性があるか、定期的にヒアリング等を行い評価する。

＊1 「SOS の出し方に関する教育」：「子供が、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人に SOS を出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育（「SOS の出し方に関する教育を推進するための指導資料」から引用 平成 30 年 2 月 東京都教育委員会）

＊2 SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットの Web サイトのこと。

（総務省『国民のためのサイバーセキュリティサイト』

[\(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/glossary/en/\)](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/glossary/en/)

学校プール民間施設等活用試行実施事業の検証結果と今後の方向性（案）

令和8年2月
狛江市教育委員会

1 はじめに

現在、小中学校に設置している屋外プールを使用した水泳指導においては、猛暑に伴う熱中症や紫外線による疾患等の健康リスクに加え、プール自体の維持管理費用や教職員の過度な負担等、様々な課題が顕在化しているところであり、教育委員会では、令和6年度より効果的な対応策の一つとして、民間の屋内プールを活用した「学校プール民間施設等活用試行実施事業」を行っているところである。

また、本市として整備予定の（仮称）西和泉スポーツ施設の室内温水プールについては、一般開放に加え、小中学校の授業等での利用も想定して計画が進められている。

本資料は、これまでの試行実施を検証するとともに、予定している施設整備等を踏まえ、学校における水泳指導等のあり方について、今後の方向性を示すものである。

2 学習指導要領における水泳指導の位置づけ

水泳はバランスの取れた全身運動であり、義務教育課程において基本的な水泳技能を習得することは、児童・生徒の身体的な発達を促す教育的な効果が期待される。この点、文部科学省の示す小学校学習指導要領解説（体育編）及び中学校学習指導要領解説（保健体育編）では、発達の段階に応じた水泳指導の目標を定めている。具体的には、小学校では、低学年で「水の中を移動する運動遊び」及び「もぐる・浮く運動遊び」、中学年で「浮いて進む運動」及び「もぐる・浮く運動」、高学年で「クロール」、「平泳ぎ」及び「安全確保につながる運動」とし、幅広い水泳に関する動きの学習を行うこととしている。また、中学校では、第1学年及び第2学年で、「クロール」、「平泳ぎ」、「背泳ぎ」及び「バタフライ」を示すとともに、第3学年で、それらに加えて、これまで身に付けた泳法を活用して行う「複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること」を示している。

3 学校プール民間施設等活用試行実施の検証結果

（1）試行実施の目的

民間の屋内温水プール等の活用を試行実施し、①熱中症や紫外線による健康リスク対策の有効性、②指導上の利点と課題（専門性や授業時数等）、③水道代や修繕費用等の維持管理費低減の効果等の観点から、効果的な水泳指導に関する有用性等について検証し、今後の取組につなげる。

（2）試行実施状況

①実施場所

株式会社イトマンスイミングスクール多摩校
神奈川県川崎市多摩区西生田2-14-7

②対象児童

令和6年度：狛江第一小学校（5・6年生）、和泉小学校（全学年）

令和7年度：市立小学校・全6校（5・6年生）

③水泳指導回数

各学年5回/年

④実施期間

令和6年度：令和6年5月～令和7年10月

令和7年度：令和7年5月～令和8年3月（予定）

■令和7年度スケジュール（⑤：5年生、⑥：6年生）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一 小		⑤ ⑥										
三 小						⑤ ⑥		⑤				
五 小						⑥				⑤		
六 小								⑥			⑤	
和泉小						⑥	⑤					
緑野小			⑥					⑤				

⑤水泳指導時間

60分/回

※移動、着替え等準備、片付けに要する時間は水泳指導時間に含めない。

（3）検証の方法

施行実施事業に参加した小学校に対して、以下のとおり意見聴取を行った。

令和6年度：実施校及び小学校校長会からの意見

令和7年度：全6校に対するアンケート調査

実施期間：令和7年12月～令和8年1月

質問内容：・事業の成果や効果 ・事業の課題や問題点
 ・児童からの感想や意見 ・保護者からの感想や意見
 ・民間施設の施設・設備面で良かったことや改善してほしいこと
 ・学校で配慮したことや工夫したこと
 ・その他の意見等

(4) 実施の効果

①熱中症や紫外線による健康リスク対策

実施場所が屋内プールゆえに、熱中症や紫外線による健康リスクを軽減できた。

【アンケート等の意見より】

- ・昨今の気温上昇により、水温が著しく上がり、水泳指導を行う適切な条件が整わないため、やむなく指導を中止する日もあったが、決まった日程どおり確実に水泳授業を行うことができた。
- ・紫外線等による健康へのリスクに対する懸念もなくなった。

②指導上の利点と課題

②－1 水泳指導の質

教職員の視点からは、個々の泳力に沿った専門性の高い指導ができることによる効果に加え、安全性もより高く担保できることが指摘されており、水泳指導の質が向上していると言える。特に泳力の求められる高学年においては、専門的な指導を受けることで成果が上がっているとの声が寄せられている。

他方で、個別に支援を要する児童についての情報が事前に十分共有されないことに起因して、特に配慮の必要な児童への指導については、課題が確認された。

また、評価の側面では、指導者と評価者が一致しないことに伴い、思考・判断・表現及び主体的に学習に取り組む態度の側面について評価することが難しいとの意見があった。

【アンケート等の意見より】

- ・課題別グループに分かれていたことで、子どもたちの課題に応じた指導が行われた。
- ・活動時間が十分に確保されていたため、子どもたちの泳力の向上につながった。
- ・学校での指導より指導者の人数が充実しており、個に応じた指導をしていただけた。
- ・指導のポイントが段階に応じて具体的であったため、児童も主体的に練習に取り組んでいた。
- ・教員にとっても、水泳指導のとてもよい勉強になり、特に泳力の低いコースでの指導は、低学年や苦手な児童への指導の手立てのヒントとなるとところが非常に多かった。
- ・指導者数が増えたことで、指導上の安全面でのリスクが軽減され運動量が増えた。
- ・短期間で集中的かつ、児童の泳力に合わせた少人数での専門性の高い指導により、泳力向上につながった。
- ・特に高学年においては、専門的な指導を受けることで成果が上がっている。
- ・入水の時間が長いため、運動時間を多く確保できた。
- ・学習途中で級の移動があるので、児童のやる気に繋がっていた。
- ・昨年度は顔を水につけることができなかった児童が、顔をつけて10m程度バタ足で泳げるようになった。
- ・クロールの息継ぎがきれいなフォームで行うことができる児童が増えた。
- ・指導される方に、こちらの配慮の必要な児童の情報をお伝えしきれなかった。
- ・評価について、思考判断表現面は見るのが難しい。

②-2 移動時間等に伴う教育課程への影響

移動時間（約 20 分～30 分）がかかることに伴い、授業の時間が削られる（1 回あたり 1 時間程度）ことや、体育以外の必要な授業時数を確保できない懸念があること等が確認できた。

【アンケート等の意見より】

- ・移動時間が長い。授業の時間が削られてしまう。
- ・5 回同じ曜日だったので、同じ教科がつぶれてしまった。

②-3 教職員負担の軽減

水質管理等に伴う事務負担の軽減に加え、屋内プールゆえに実施時期や天候に左右されず予定通りに水泳指導が行えることに伴い、時間割の作成等、負担となっていた業務が軽減されていることが確認できた。

【アンケート等の意見より】

- ・児童の活動を講師とともに評価することで、技能と資質の両面から客観的かつ合理的な評価ができた。
- ・高学年が外部委託での水泳指導となったため、1～4 年生の水泳指導の時間割編成が容易となった。
- ・水泳指導が天候に左右されることがなくなり、時間割の変更と組み直しが解消され、時間割作成が容易になり、教務に要する事務時間の削減が図られた。
- ・指導期間の水質の維持・管理がなくなったことで、水質と学年に応じた水位の安全が確保され、教員の負担が軽減された。

③コストの低減（水道代や修繕費用等の維持管理費低減）

プールに関わる維持管理費については、光熱水費、委託料（清掃、プール浄化装置保守点検、水質検査）、修繕料等がある。

まず、令和 6 年度に全学年で実施した和泉小学校の学校プールの光熱水費の水道代は、115,011 円であった（この水道代は次年度に学校プールを再度利用するために必要な維持管理として行う清掃委託等を実施しているため発生したもの）。民間委託を実施していない令和 5 年度と光熱水費を比較した場合、約 46 万円の費用が削減できた（令和 5 年度の和泉小学校の水道代が 575,444 円）。

また、修繕費及び清掃等の委託料については、過去 3 年間の平均で 1 校あたり修繕費が約 11 万円、清掃等の委託料が約 21 万円となる。

令和 5 年度に要した水道代に加え、これらの修繕費及び清掃等の委託料は、今後完全に学校プールを廃止した場合には不要となる費用であり、これらを合算すると、1 校あたりの削減効果は、年間約 90 万円（水道代〈※参考：和泉小学校〉約 58 万円＋修繕費約 11 万円＋清掃等の委託料約 21 万円）となる（小学校 6 校では約 540 万円）。

これらの年間のランニングコストに加え、学校プールの老朽化対応の工事等の委託料が約 1,000 万円発生している年度もあり、今後老朽化等により修繕費や工事等の委託料の費用が増えることも想定される。

一方、民間施設を活用した学校プール民間施設等活用試行実施事業の令和7年度の予算額は約1,685万円（全小学校5・6年生）となっている。この点、教職員のマンパワー等の資源を除き、単純に経費支出だけを見れば、学校プールの維持管理費用の削減効果よりも多くの費用負担が発生している（なお、全学年に対象者を拡大する場合は、さらに費用が発生することとなる）。

■小学校の学校プール関係費用

（単位：円）

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	全体	1校あたり	全体	1校あたり	全体	1校あたり
光熱水費	2,134,806	—	2,972,436	—	1,719,914	—
修繕費	931,601	155,267	801,340	133,557	260,500	43,417
委託料 （清掃等）	1,216,600	202,767	1,216,600	202,767	1,312,850	218,808
小計	4,283,007	—	4,990,376	—	3,293,264	—
委託料 （工事等）	9,800,000	1,633,333	0	0	0	0
支出合計	14,083,007	—	4,990,376	—	3,293,264	—

※「1校あたり」は、全体を学校数（小学校6）で除した金額（小数点以下四捨五入）

※光熱水費は、プール単独の金額を算出できない学校があるため、1校あたりを「—」表記

④総括

民間施設の屋内プールを活用し、水泳指導を委託する事業を実施することにより、熱中症や紫外線による健康リスクを軽減できること、個々の泳力に沿った専門性の高い指導ができることに加え、安全性もより高く担保できること、また水質管理等に伴う事務負担の軽減のほか、実施時期や天候に左右されず予定通りに水泳指導が行えることで、時間割の作成等、教職員の負担が軽減されていること等、一定の効果が確認できた。一方、単純に3年間の経費支出だけを見れば、10校全てで屋外プールを維持管理するための年間の平均費用に比べ、民間委託の費用の方が上回っている状況である。

しかし、気候変動に伴う猛暑の状況を考えれば、屋外型のプールで水泳指導を維持する場合の健康上のリスクは看過できず、屋外型の学校プールを引き続き維持・整備することは難しいため、今後は廃止も視野に入れて検討する必要がある。また、屋内型のプールを学校ごとに再整備することも財政負担（※）を考えれば現実的とは言えない。

そこで、今回の費用面も含めた検証結果を踏まえれば、民間施設の活用だけでなく、他の公共施設を複数校で利用する方法を検討する必要がある。

なお、移動時間等に伴う教育課程への影響は、公共施設・民間施設のいずれを活用する場合でも今後解消する必要がある課題である。また、指導の担い手が教職員以外となる場合は、個別支援の必要な児童に関する情報連携や評価の難しさ等の課題を解消する必要があると言える。

※ 財政負担に関して、他自治体の試算結果によれば、自校に屋外プールを整備した場合、建設費が約2億3,000万円～2億5,000万円、維持管理費が約1億800万円～1億8,600万円、修繕費等が約5,000万円～7,700万円、総額で約3億8,800万円～5億1,300万円が必要となる。これを耐用年数を仮に60年とした場合、年間1校あたり約647万円～855万円の費用負担が必要となる。

また、健康上のリスクを勘案し、自校に屋内プール（通年、市民利用を含む）を整備した場合は、建設費が約4億6,000万円～5億3,500万円、維持管理費が約39億6,300万円～42億円、修繕費等が約1億円～3億8,600万円、総額で約45億2,300万円～51億2,100万円が必要となり、これを耐用年数を仮に60年とした場合、年間1校あたり約7,538万円～8,535万円の費用負担が必要となる。

健康上のリスクを勘案すれば今後、自校に屋外プールを新たに整備することは考えにくい、自校に屋内プールを整備することは財政負担の課題が極めて大きいと言える。

4 （仮称）西和泉スポーツ施設の概要

令和13年度には旧狛江第四小学校の跡地に（仮称）西和泉スポーツ施設を整備する予定であり、施設内の室内温水プールを小中学校の水泳授業で利用することを想定して計画を進めている。

【「旧狛江第四小学校跡地利用に係る土地利用方針」（令和6年3月狛江市策定）】

「学校プールは屋外プールであることから夏季の猛暑など気象の影響によって計画的な水泳授業の実施が困難になっていることや、利用日数に関わらず一定の維持管理費や改修費が発生していることから、今後の学校プールの在り方等を整理した上で、学校利用も可能とすることも検討します。」

【「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画」（令和7年3月狛江市策定）】

9) 温水プール

- ・プールは、室内温水プールとし、水泳用、幼児用（100㎡程度）、ジャグジーの3つのプールを導入します。一般開放のほか、高齢者の健康増進教室、児童・生徒の水泳教室などの事業実施を想定します。
- ・水泳用プールは、プール室の想定面積と効率性から25mの短水路とし、レーン数は7レーンを基本とします。
- ・水泳用プールは、公認プール施設要領（公益財団法人日本水泳連盟）に規定する国内プールを基本とし、公認大会に対応したスタート台を設置できる仕様とします。
- ・小中学校の授業での利用を想定し、体操スペースや水深調整台を置くスペースを十分に確保します。
- ・水泳用プールの水深は、水深調整台等を活用し、全ての利用者が安全に利用できる水深を確保します。
- ・水泳用プールは、バリアフリーに配慮し、入水用スロープを設置します。
- ・子どもの水泳教室などを見学できるよう見学スペースを設置します。
- ・更衣室（シャワー含む）、器具庫、監視室（医務室を含む）、採暖室を設置します。
- ・床材は、子どもから高齢者までの利用を想定し、防滑性能に優れた製品を検討します。
- ・プール室は湿気がこもらないよう適切な空調・換気設備を備えるとともに、プールの湿気が体育館側へ流入しないよう、施設全体のエアバランスを適切に保つ計画とします。

5 今後の方向性について

本市は、多摩川や野川といった自然環境に恵まれた地域である一方、約 50 年前（昭和 49 年）の台風第 16 号の影響による多摩川堤防決壊があり、令和元年東日本台風（台風第 19 号）により発生した浸水被害があったことも記憶に新しい。これらを踏まえれば、水辺に親しむだけでなく、水難事故防止等、安全教育の一環としても、水泳授業を実施することは必要だと考えられる。

また、民間委託を行う中で、「3 学校プール民間施設等活用試行実施の検証結果」のとおり、屋内プールの利点（健康上のリスクの軽減）や外部の専門的な指導者活用の利点（水泳指導の質の向上、教職員の負担軽減）が確認できた。他方、民間施設を利用する場合、現在の費用面の課題に加え、今後の委託費用の高騰や撤退等も含めて持続可能性には少なからず懸念もあることから、そのリスク回避を検討する必要がある。

以上を踏まえて、教育委員会では、現状の課題に対する対策を行いつつ、学習指導要領に則り、小中学校における水泳指導等を今後も継続することを基本とした上で、今後の方向性について以下の通り整理する。

- ① （仮称）西和泉スポーツ施設が整備されるまでの間は、健康上のリスクや、移動を伴う形での水泳指導に徐々に適応する観点や教職員の負担軽減も踏まえて、「学校プール民間施設等活用事業」として、現在の取組を継続する。
- ② 将来的には、小中学校の水泳指導等については、「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画」に示されたとおり、（仮称）西和泉スポーツ施設の室内温水プールの共同利用を実施する。
- ③ 指導体制については、外部指導者等による指導の専門性の高さと、教職員による日常と連続性のある指導のそれぞれの教育的効果や、教職員の負担軽減のバランスを鑑みながら、学習指導要領に定められた水泳指導の目標に応じて、より効果的な体制を今後も引き続き検討する。
- ④ 小中学校に設置されている屋外プールの取扱いについては、他の代替機会の確保がされる場合においては、学校の大規模改修や改築等の施設整備に合わせて、市長部局と連携しながら、廃止も視野に入れて慎重に検討する。

上記の方向性については、令和 8 年度に策定する第 4 期狛江市教育振興基本計画（狛江市教育大綱）実行プランに明記するとともに、関連する計画や文書（次期狛江市公共施設整備計画、次期狛江市教育振興基本計画、魅力ある学校づくりの推進連絡協議会における論点整理等）にも必要に応じて反映させ、計画的に検討を進める。

令和8年度 会計別予算規模

一般会計予算額 392億600万円（前年度比 7.9%増）
全会計予算額 574億162万円（前年度比 6.4%増）

※下水道事業会計を除く

令和8年度一般会計の予算規模は、392億600万円で、前年度比 28億6,400万円、7.9%の増となります。この主な要因は、新図書館の新築事業や市民総合体育館大規模改修事業、文化財等保管施設の新築工事などの普通建設事業費の増、市立外保育園児童運営費負担金や障がいサービス費、障がい児支援事業などの扶助費の増により、過去最大の予算規模になりました。

特別会計の合計は、181億9,562万5千円で、前年度比5億6,974万5千円、3.2%の増となります。この主な要因は、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計での保険給付費の増や、後期高齢者医療特別会計での広域連合納付金の増によるものです。

下水道事業会計を除いた全会計では、574億162万5千円で、前年度比34億3,374万5千円、6.4%の増となります。

下水道事業会計では、引き続き、再度災害防止に向けた中長期的な浸水対策や下水道施設の耐震化などを推進します。

（単位：千円）

区 分	令 和 8 年 度	令 和 7 年 度	前 年 度 比	
			増減額	増減率
一 般 会 計	39,206,000	36,342,000	2,864,000	7.9%
特 別 会 計	18,195,625	17,625,880	569,745	3.2%
国民健康保険	7,442,145	7,210,075	232,070	3.2%
後期高齢者医療	2,678,801	2,490,131	188,670	7.6%
介 護 保 険	8,074,679	7,867,836	206,843	2.6%
駐 車 場 事 業	0	57,838	△ 57,838	皆減
総 額	57,401,625	53,967,880	3,433,745	6.4%

下水道事業会計	収益的 収支	収 入	1,489,347	1,434,734	54,613	3.8%
		支 出	1,490,472	1,301,945	188,527	14.5%
	資本的 収支	収 入	511,621	452,427	59,194	13.1%
		支 出	658,892	611,291	47,601	7.8%

款別歳出の状況

- ◇ 総務費は、基幹システムの標準化の延期に伴い、関係経費を令和7年度から令和8年度に繰越処理としたことにより前年度比2億5,383万1千円、6.8%減
- ◇ 民生費は、市立外保育園児童運営費負担金や障がいサービス費、障がい児支援事業、生活保護費などの扶助費の増などにより、前年度比11億1,930万7千円、6.0%増
- ◇ 土木費は、調布都市計画道路3・4・16号線(電中研前)の整備工事や、地域公共交通関係費の増などにより、前年度比5億7,892万8千円、28.3%増
- ◇ 消防費は、地区消防隊可搬ポンプ及び専用積載車の購入や、常備消防事務委託負担金の増があるものの、消防ポンプ車の更新が終了したことにより、前年度比6,766万7千円、4.9%減
- ◇ 教育費は、新図書館の新築事業や市民総合体育館大規模改修事業、文化財等保管施設の新築工事などの普通建設事業費の増などにより、前年度比14億3,453万円、25.9%増

■歳出予算款別内訳

(単位:千円)

区 分	令和8年度		令和7年度		前年度比	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増減額	増減率
1. 議 会 費	334,515	0.8%	327,779	0.9%	6,736	2.1%
2. 総 務 費	3,474,108	8.9%	3,727,939	10.3%	△253,831	△6.8%
3. 民 生 費	19,840,433	50.6%	18,721,126	51.5%	1,119,307	6.0%
4. 衛 生 費	2,867,178	7.3%	2,889,846	7.9%	△22,668	△0.8%
5. 労 働 費	5,402	0.0%	2,886	0.0%	2,516	87.2%
6. 農 業 費	54,391	0.1%	33,036	0.1%	21,355	64.6%
7. 商 工 費	121,944	0.3%	99,516	0.3%	22,428	22.5%
8. 土 木 費	2,622,556	6.7%	2,043,628	5.6%	578,928	28.3%
9. 消 防 費	1,316,367	3.4%	1,384,034	3.8%	△67,667	△4.9%
10. 教 育 費	6,962,830	17.8%	5,528,300	15.2%	1,434,530	25.9%
11. 公 債 費	1,568,063	4.0%	1,551,511	4.3%	16,552	1.1%
12. 諸 支 出 金	8,213	0.0%	2,399	0.0%	5,814	242.4%
13. 予 備 費	30,000	0.1%	30,000	0.1%	0	0.0%
合 計	39,206,000	100.0%	36,342,000	100.0%	2,864,000	7.9%

■市債の借入予定額及び充当事業

(単位:千円)

起債の目的	借入予定額	充当事業	事業費	充当事業内容
繰越事業(R7→R8)	172,400		208,001	
第三中学校整備事業債	172,400	既存施設改修工事(中学校)	208,001	第三中学校大規模改修工事
当初予算	1,502,800		2,786,951	
調布都市計画道路3・4・16号線(電中研前)整備事業債	16,600	調布都市計画道路3・4・16号線整備費(電中研前)	268,595	整備工事
調布都市計画道路3・4・16号線(岩戸北区間)整備事業債	45,000	調布都市計画道路3・4・16号線整備費(岩戸北区間)	191,738	用地取得、物件移転補償
小中学校ネットワーク環境改善事業債	13,300	情報教育推進費	38,800	小中学校ネットワーク環境改善事業委託
新図書館整備事業債	782,900	新図書館整備関係費	1,011,707	新図書館新築工事 新図書館書架等備品
市民総合体育館整備事業債	645,000	市民総合体育館大規模改修事業	1,276,111	市民総合体育館改修工事
合計	1,675,200			

■基金の状況

(単位:千円)

区 分	令和6年度末 残高	令和7年度中増減見込額		令和7年度末 残高見込	令和8年度			
		積立見込額	取崩見込額		積立見込額	取崩見込額	充当事業	年度末 残高見込
財政調整基金	2,246,482	179,080	211,321	2,214,241	8,043	288,542		1,933,742
減債基金	154,421	61,301	98,052	117,670	170	101,791	(令和6・7年度普通交付税で追加算定された臨時債償還費)	16,049
特定目的基金	6,065,455	1,422,597	550,000	6,938,052	72,226	1,150,000		5,860,278
清掃施設整備基金	951,076	51,506	0	1,002,582	6,493	0		1,009,075
緑化基金	706,520	15,478	0	721,998	44,300	0		766,298
公共施設整備基金	1,380,448	1,102,234	50,000	2,432,682	9,171	400,000	文化財等保管施設関係費	2,041,853
公共施設修繕基金	1,827,038	202,562	500,000	1,529,600	8,782	500,000	市民総合体育館大規模改修工事	1,038,382
都市計画事業基金	1,200,373	50,817	0	1,251,190	3,480	250,000	調布都市計画道路3・4・16号線整備費(電中研前) 駒井公園整備事業	1,004,670
小計 (財調+減債+特目)	8,466,358	1,662,978	859,373	9,269,963	80,439	1,540,333		7,810,069
介護保険給付費準備基金	509,780	149,591	113,353	546,018	2,837	137,093		411,762
合計	8,976,138	1,812,569	972,726	9,815,981	83,276	1,677,426		8,221,831

令和8年度 教育関連予算概要

- 新図書館新築工事(令和8年10月開設予定)
- 市民総合体育館大規模改修工事(令和8年10月再開予定)
- 第二中学校プール開放日の拡充(10日間⇒28日間)
- 市民グランド管理棟改修工事設計(令和9年度工事予定)
- 文化財等保管施設新築工事(令和9年3月開設予定)
- 古民家園改修工事設計(令和9年度工事予定)
- 白井塚古墳公園整備工事(令和8・9年度)
- 狛江文化財ガイド(ステラードイカイギョウ)の作成
- 小中学校改修工事
 - 【設計】・第六小学校大規模改修一期工事設計
 - ・緑野小学校改修一期工事設計
 - ・第一・第四中学校空調整備工事設計
 - ・第三中学校大規模改修二期工事実施設計
 - 【工事】・第三中学校大規模改修一期工事(令和7年度から繰越事業)
- 小中学校ネットワーク環境アセスメントによる環境改善
- 採点支援ツール導入
- 部活動指導員報酬の増額
- クラウド型PBX導入
- 校内教育支援センター支援員のアウトリーチ拡充(2⇒6校)
- 発達サポーター派遣の拡充(2⇒3校)
- 夏季施設等事業補助金の拡充
- 学校開放 新施設予約システム キャッシュレス決済 スマートロック導入

令和8年度 子育て関連予算概要

- 「狛江市子どもの権利条例」の周知啓発
- 不妊治療費等に対する助成制度新設
- 1か月児健康診査の公費負担実施
- 認可保育園(病児保育室併設)の施設整備補助
- 乳児等のための支援給付開始(通称:こども誰でも通園制度)
- 学童保育所の定員数弾力化(支援員補助配置)
- 放課後クラブの公設民営化(小学生クラブ)

狛江市子どもの権利条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 子どもの権利（第3条―第7条）

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり（第8条―第12条）

第4章 基本となる施策（第13条―第19条）

第5章 施策の推進及び体制（第20条・第21条）

第6章 雑則（第22条）

付則

（子どもからのメッセージ）

私たちは、自分のやりたいことを自分で決めて、それに挑戦できるような環境を望んでいます。そのために、できるようになるのをゆっくり見守り、ときにはどうすれば良いのか一緒に考えて欲しいと思っています。そして、できない理由を聞いてきたり、心配し過ぎたりせず、応援して欲しいと願っています。子どもを信頼してバトンを渡してくれる大人でいてください。

私たちのことを決めるときに、大人ばかりで話を進めるのではなく、私たちの声にも耳を傾けてください。

強い言い方をしたり決めつけて否定したりすることなど、自分が言われて嫌なことを私たちにも言わないでください。大人や他の子と比べることなく一人ひとりの子どもである「私」を見て尊重して欲しいです。

狛江市が犯罪のない安心で安全なまちになることを願っています。そして、道でごみやたばこを捨てたりしないように、まちを大切にしてください。私たちは大人の背中を見えています。

私たちには、自分のペースで学んだり、公園で自由に遊んだり、やりたいときに好きなことができる環境が必要です。ときには、休む時間や場所も必要です。また、味方になってくれる大人がいて、とても嬉しいです。

良いところや頑張っているところを見つけて褒めてくれること、好きなことを応援してくれることが私たちを元気づけます。

（市・大人からのメッセージ）

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利です。子どもにも大人と等しく基本的な人権が認められること、子どもには成長・発達に応じた子ども特有の権利が認められることは、児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」といいます。）、日本国憲法、こども基本法（令和4年法律第77号）でも定められています。また、子どもの権利条約では、「差別の禁止」、「子どもの最善の利益」、「生命、生存及び発達に対する権利」及び「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則を定めています。

子どもの権利条約は、それまでの「子どもは大人の保護の客体である」という子ども観（子どもに対する見方）だけではなく、「子どもは大人と同じように権

利の主体である」というように子ども観を大きく転換させています。

私たちは、子どもを一人の人間として尊重し、地域全体で子どもを見守りながら、子どもの基本的人権や成長・発達に応じた子ども特有の権利を守ります。子どもの意見、気持ち及び考えを受け止め、子どもとの対話を通じて、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、その実現のために子どもとともに努力していきます。

私たちは、子どもが権利の主体としてありのままで暮らすことができ、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指します。子どもは狛江の宝であり、いかなる富をもってしても子どもに優る宝はありません。

私たちは、市全体でこの条例の理念を共有し、実践していくために、私たち大人や子どもの身近な生活の場である狛江という地域においてこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、子どもの権利が大人と同じように保障されるべきものであることを改めて確認し、子どもの権利を保障するために必要な事項について定めるとともに、子どもの生命・身体や成長・発達のための基本的な権利が守られるだけでなく、子ども一人ひとりの資質や希望に応じた成長・発達を支えるための環境整備を行っていくための根拠を定め、子どもが権利の主体として、子どもと大人が互いに尊重しともに生きていくことができるまちを目指すことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 原則として市内に在住・在学・在勤し、又は遊びその他の目的で滞在する18歳未満の者をいいます。ただし、これらの者と同等の権利を認めることが適当であると認められる者も含めるものとします。
- (2) 大人 市内に在住・在学・在勤又は滞在する子ども以外の者をいいます。
- (3) 保護者 子どもの親及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- (4) 施設 市内にある児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他これらに類する施設のうち、子どもが育ち、学ぶために利用する施設をいいます。
- (5) 施設関係者 施設に従事している職員（ボランティアを含む。）をいいます。
- (6) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいいます。
- (7) 市 市及び教育委員会等の行政委員会も含めた執行機関をいいます。

第2章 子どもの権利

(基本となる権利)

第3条 子どもの権利条約及びこども基本法に基づき、子どもは権利の主体として大人と同じように権利が保障され、更に子どもは成長の過程にあることから子ども特有の権利が保障されます。市では、子どもの権利条約で定める4つの一般原則をもとに、次条から第7条までに掲げる子どもの権利を特に大切に保障されなければならない権利として定めます。

(生きる権利及び成長・発達する権利)

第4条 子どもは、安心して生きるため、社会から守られ支援を受けることができ、また、様々な経験を通じて健やかかつ豊かに成長・発達することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 安心して安全に過ごすことができ、命が守られ尊重されること。
- (2) 愛情をもって大切に育まれること。
- (3) 健康に暮らすことができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 暴力、いじめ、虐待及び体罰その他の権利侵害を受けず、放置されないこと。
- (5) 心や身体が疲れたときに安心して休息することができること。
- (6) 自由に遊び、学びたいことが学べ、多様な体験ができる環境が保障されること。

(ありのままでいられる権利)

第5条 子どもは、ありのままでいることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 個性や多様性が認められ、誰かと不当に比べられることなく、ありのままの自分でいられること。
- (2) 年齢、性別、国籍、言語、宗教、文化、発達、障がいの有無、家庭環境、個性及びそれぞれの特徴その他のいかなる理由によっても差別を受けないこと。
- (3) 平等に扱われ、公正に評価されること。この場合において、年齢、性別、国籍、言語、宗教、文化、発達、障がいの有無、家庭環境、個性及びそれぞれの特徴等により子どもにとって不利な点があるときは、合理的な範囲で配慮をされること。

(自分で自分のことを決める権利)

第6条 子どもは、自分に関することを自分で決めるための良好な環境を求めることができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 自分に関することについて、成長・発達に応じて自分で選択して自己決定できること。この場合において、必要に応じて相談ができること。
- (2) 様々なことに挑戦することができ、その環境が保障されること。
- (3) 自己決定に際して、次条に規定する自分の意見、気持ち及び考えを表明・表現（以下「意見表明」といいます。）することができ、それらを受け止め応答してもらえ人間関係が保障されること。

(意見表明及び参加・参画する権利)

第7条 子どもは、意見表明することができ、自分に関わることについて参加・参画することができます。この場合において、特に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

- (1) 意見表明の機会が確保されること。
- (2) 意見表明することができ、子どもの最善の利益の観点から、それらが尊重されること。この場合において、意見表明をしないことも保障されます。
- (3) 表明及び表現した意見、気持ち及び考えについて、検討された結果を知ること。
- (4) 対話をして協働できること。
- (5) 地域の活動に参加・参画できること。

第3章 子どもの権利を保障するための地域づくり

(大人の役割)

第8条 大人は、子どもが大人と同じように権利の主体であることを認識し、ともに、ありのままで安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むよう努めるものとします。

- 2 大人は、子どもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるように、子どもを見守り、支援するよう努めるものとします。
- 3 大人は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めるものとします。

(保護者の役割)

第9条 子どもの権利を保障するためにも、保護者自身も地域で安心して暮らすことができることが大切です。また、他の保護者や地域の子育てに関わる人々を支える存在にもなり得ます。この場合において、保護者は、地域の中で支えられ、必要な支援を受けることができます。

- 2 保護者は、子どもの成長・発達、権利の保障についての重要な役割を担っていることを踏まえ、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと対話しながら、養育し、成長・発達を支えなければなりません。
- 3 保護者は、必要に応じて市や関係機関に相談し支援を求めることができます。

(施設関係者の役割)

第10条 施設関係者は、子どもにとって最も良いこととは何かを考え、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、話し合った上で、遊び・学び・体験等の活動を通じて、子どもの成長・発達を支援しなければなりません。

- 2 施設関係者は、子どもを施設運営に関わる当事者の一員として認め、子どもの主体性を尊重し、子どもの施設における主体的な活動を啓発し、支援しなければなりません。
- 3 施設関係者は、施設の安全を確保し、子どもが安心して過ごせる場所を確保することや、子どもの様々な遊び・学び・体験等の活動の機会を確保する等、

子どもの権利を保障するために、市及び団体と連携・協力するよう努めなければなりません。

(団体の役割)

第11条 団体は、その活動が子どもの権利の侵害につながることをしないよう適切な配慮に努めなければなりません。

2 団体は、子どもの権利を保障するために、それぞれの立場でできることから関わり、子どもを地域で見守り、支援し、子どもと大人が互いに尊重し、ともに生きていくことができるまちをつくっていく地域の一員としての役割を担うよう努めるものとします。

3 団体は、子どもを養育する従事者が子育てと団体活動を両立することができるよう、子育てしやすい環境をつくることに努めるものとします。

(市の役割)

第12条 市は、子どもにとって最も良いこととは何かを考えて、子どもの意見、気持ち及び考えを聴き、子どもと話し合った上で、子どもに関する施策を決定し、実施します。

2 市は、大人、保護者、施設関係者及び団体と連携・協働し、子どもに関する施策を実施するとともに、各主体が役割を果たすことができるよう必要な支援を行います。

第4章 基本となる施策

(虐待の防止)

第13条 子どもに対する虐待は、子どもの権利を侵害する行為であり、誰であっても、どのような理由があってもしてはなりません。

2 市、施設関係者及び団体は、子どもが虐待を受けることなく、安心して暮らすことができるよう、必要な対策を講じます。

3 市は、子どもが虐待を受けたときに、安心して相談し、及び救済を求めることができる体制を整備します。

4 市は、関係機関と協力し、子どもに対する虐待の早期発見のために必要な体制を整備するとともに、虐待を受けた子どもに対し、迅速かつ適切に必要な支援を行います。

5 市は、子どもに対する虐待の防止及び早期発見のため、子育て家庭へ必要な支援を行うとともに、大人、保護者、施設関係者及び団体に対し、必要な啓発に努めます。

6 市は、虐待を受けたことその他の理由により、保護者から離れて暮らしている子どもに対し、関係機関と協力し、安心して安定した日常生活を送ることができるよう、必要な支援を行います。

(いじめの防止)

第14条 いじめ（狛江市いじめ防止基本方針に定めるいじめをいいます。以下同じです。）は、子どもの権利を侵害するものであり、どのような理由があっても許されるものではありません。

2 市及び施設関係者は、子どもがいじめを受けることなく安心して過ごすこと

ができる環境を整え、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、互いに連携して組織的にいじめの未然防止、早期発見及び対処に取り組みます。

- 3 市、施設関係者及び関係機関は、子どもに対するいじめの不適切な行為及び言動が確認された場合には、速やかにその行為を止め、いじめを受けた子どもが安心を取り戻せるよう支援を行います。この場合において、そのような行為を行った子どもに対しても、適切な支援を行います。

（子どもが安心・安全に育ち、生活できる環境づくり）

第15条 全ての子どもには、生まれ育った環境にかかわらず、安心してありのままに育つ権利があります。その権利を守るために、市は、子どもの貧困、虐待、ヤングケアラー等、困難な家庭環境におかれている子どもの早期発見及び支援に取り組むとともに、それらに起因して格差を感じたり、生活の幅が狭まってしまったりすることのないよう環境整備に努めます。また、子どもの生活する家庭や地域を視野に支援を行います。

- 2 市は、子どもが健康を保持し、増進していくとともに、ありのままに豊かに育つための安全で良好な環境を整備します。

- 3 市、大人、保護者、施設関係者及び団体等は、子どもを犯罪、事故、災害その他の子どもを取り巻く有害又は危険な環境から守るための安全な環境づくりを進めます。

（子どもの居場所づくり）

第16条 市は、子どもやその保護者との対話を重ね、子どもの成長・発達に応じて、子どもが求める多様な居場所を量、質や機能の面で充実させ、全ての子どもが安心して過ごせる居場所を地域の中に広げていくことに努めます。

- 2 市、施設関係者及び団体は、子どもの成長・発達に応じて、子どもが望む遊びや学び、多様な体験・人との交流等により、豊かな人間性を育むことができる機会の提供や必要な場づくりに努めます。

（意見表明及び参加・参画の促進）

第17条 市は、子どもに関する施策について、子どもが安心して意見表明し、参加・参画することができる機会を提供します。

- 2 市、大人、保護者、施設関係者及び団体は、子どもが安心して意見表明することができる機会を提供し、子どもの意見、気持ち及び考えを聴いて検討した上で、検討した結果と、その理由について子どもに伝えていくよう努めます。

（相談体制）

第18条 市は、子どもが暴力、いじめ、虐待及び体罰等の権利侵害その他の不利益を受けた場合のほか、身近な場所での関係づくりを通じて、困りごとや不安に感じることを気軽に話すことができるよう安心して日常的に相談等ができる窓口体制を整備します。

- 2 施設関係者は、当該施設で子どもが安心して相談できる体制の整備に努めなければなりません。

- 3 市は、子どもからの相談について適切な支援を行うほか、子どもからの相談を受けた者が必要に応じて子どもを適切な支援につなぐことができるよう、関

係機関との連携体制の強化に努めます。

(子育て家庭等への支援)

第19条 市は、子どもの健やかな成長と、家庭において安心して子育てできるような環境をつくるために、全ての人が子育てを自分事として捉え、地域社会が子育て家庭を温かく見守り、それぞれの立場で子どもの成長を支えていく意識の醸成に取り組みます。

2 市は、保護者が子育てをするに当たり、必要に応じて経済的及び社会的支援を行うとともに、困難を抱えている家庭が声を上げ、支援が受けられるように、施設関係者及び団体等と連携・協力し、子育てしやすい環境づくりを行います。

第5章 施策の推進及び体制

(条例の普及・啓発)

第20条 市は、全ての人が子どもへの理解と関心を深め、子どもの権利を保障していくことができるよう、この条例の存在や理念等の内容について、様々な機会を捉えて普及啓発に努め、意識の醸成に取り組みます。

(推進体制・効果検証)

第21条 市は、この条例に基づく子どもに関する施策を進めるために、計画を策定します。

2 市は、前項の計画を策定したときは、これを公表します。

3 市は、子どもに関する施策の実施状況について、定期的にその効果を検証し、その結果を公表します。

4 市は、この条例を推進するために必要な財政的な措置を講ずるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(制度の検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を目途に、この条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとします。

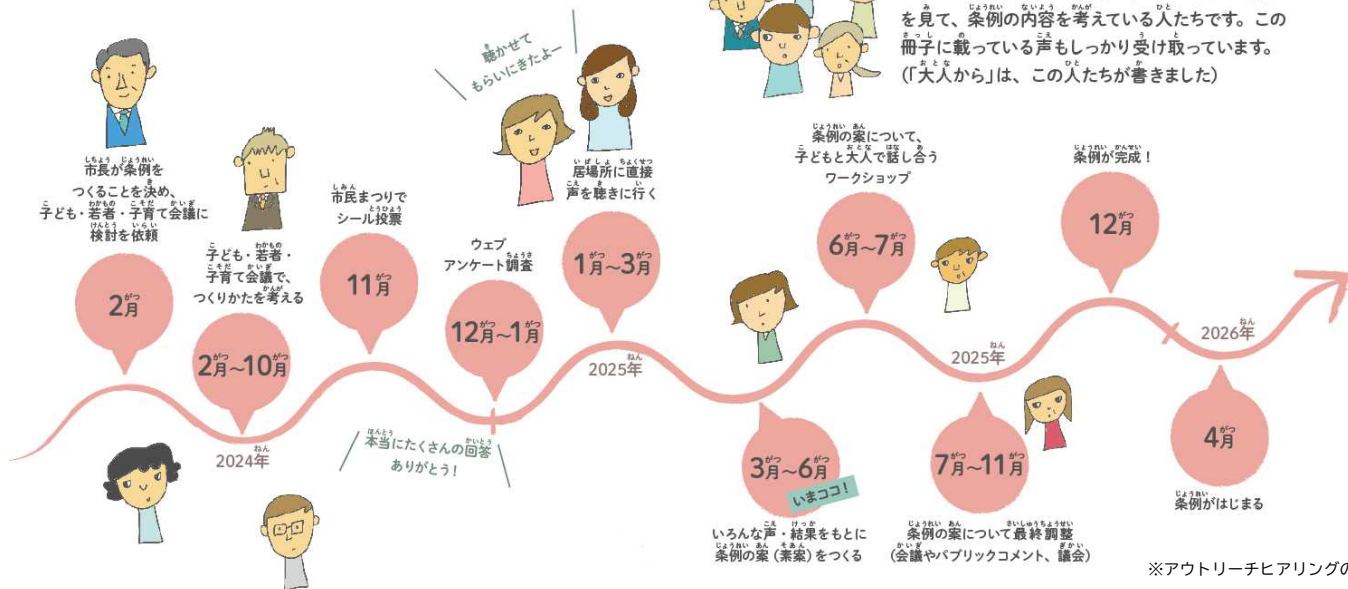
3 前項の規定にかかわらず、子どもが権利の救済を求めることができる体制の整備については、時期によらずこの条例の運用の実績、子どもの権利の状況及び社会情勢等を勘案して検討します。

狛江市子どもの権利条例ができるまで

令和8年2月9日
総合教育会議 参考資料
作成：子ども若者政策課

条例づくりの道のり

条例ができるまで、狛江市の子どもと大人みなさんに、いろんなところで話を聴いたり、アンケートにこたえてもらっています。その声をもとに、たくさんの大人がどうやっていかせばいいかを考えながら、少しずつ条例の文をつくっているところです。



狛江市役所（子ども若者政策課）の人たち

シール投票やアンケートを実施したり、声を聴きに行く活動の準備をしたり、条例ができるまで、縁の下で力持ちとして動いています。条例の文の案もつくっています。



子ども・若者・子育て会議の人たち

いろんな調査でわかってきた子どもや大人の意見を見て、条例の内容を考えている人たちです。この冊子に載っている声もしっかり受け取っています。（「大人から」は、この人たちが書きました）



狛江市子どもの権利条例ができるまで①



条例啓発リーフレットの作成・配布

- ・令和6年11月実施
- ・小学生向け、中学生向け、大人向けの3種類のリーフレットを作成
- ・学校や市民まつり等において配布

啓発グッズの作成

- ・条例の機運醸成や啓発のためグッズとして、のぼり、ウェットティッシュを作成
- ・のぼり：市内各施設に設置
- ・ウェットティッシュ：市内各施設に配架
(WEBアンケートの際はポケットティッシュも作成)

子どもの権利「シール投票 @市民まつり」の実施

- ・令和6年11月17日実施
- ・条例の制定に向けて、啓発リーフレットを配布するとともに、主に子ども向けとして子どもの権利に関するシール投票を行ったほか、「狛江がもっとこうなったら良いな」を子どもが自由に記載
- ・延べ421票の投票



狛江市子どもの権利条例ができるまで②



WEBアンケートの実施

- ・令和6年12月27日～令和7年1月17日に実施
- ・条例の制定に当たって、子どもから大人まで幅広い年代の方から子どもの権利等について意見を聴き、条例検討の基礎資料とするとともに、市民全体が条例について考えるきっかけとなることを目的にWEBアンケートを実施
- ・計1,884件の回答



アウトリーチヒアリングの実施

- ・令和7年1月～3月に実施
- ・条例の制定に当たって、子どもの居場所に伺い、子どもから直接意見を聴き（アウトリーチヒアリング）、その意見を分析し条例検討の基礎資料とすることで、子どもや子育て当事者等の意見を反映した条例案を作成することを目的に実施
- ・計10団体に実施
- ・実施後には、子どもへのフィードバックや子どもの声を広く共有するため、条例の検討段階において、大人からの声や検討過程等も記載したアウトリーチヒアリングのフィードバック資料を作成



（市共催事業）講演会「こどもの声を聴くために」 ※主催：こまえ・こどもの権利を考える会

- ・令和7年2月1日実施
- ・副島賢和先生による講演会、狛江市内の先生からのお話及びクロストークを実施

狛江市子どもの権利条例ができるまで③



動画チャレンジ企画の実施

- ・令和7年2月1日～2月28日に実施
- ・条例の制定に当たって、当事者である子どもも含め、市全体で楽しみながら気軽に条例や権利について触れるきっかけをつくる。また、条例の周知と子どもの権利への理解促進を目的に実施
- ・Instagramで所定のハッシュタグをつけて1分間の動画を投稿



条例検討ワークショップの開催

- ・条例の制定に向けて、様々な手法により意見聴取を行った結果を通して「(11) 子ども・若者・子育て会議」において検討した条例案について、子どもや子育て当事者等に改めて意見を聴くことや意見表明の意識の醸成等を促すためのワークショップを実施
- ・令和7年6月14日（大人向け）
- ・令和7年6月21日・24日（子ども向け）
- ・令和7年7月5日（大人・子ども合同ワークショップ）

子ども・若者・子育て会議での議論

- ・月1回程度会議を開催（有識者・関係機関・市民委員 計16名）
- ・条例制定に向けて令和5年度から令和7年度にかけて計18回の会議において議論を重ねた。
- ・令和7年8月12日、（仮称）子ども条例の制定について、会長より答申。



市民説明会・フォーラム、パブリックコメントの実施

- ・市民説明会/フォーラム：令和7年9月15日・9月18日開催。15日にはあわせてフォーラムも開催。
- ・パブリックコメント：令和7年9月1日～9月30日



狛江市子どもの権利条例の制定～現在の取組

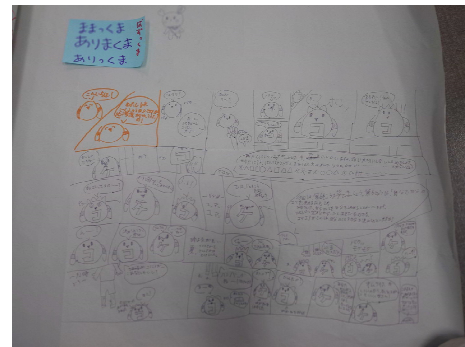
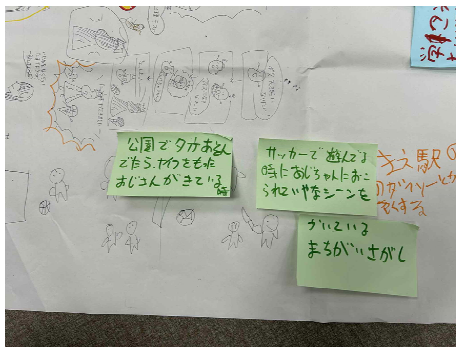
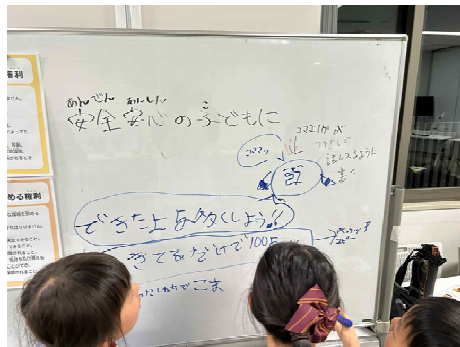


令和7年狛江市議会第4回定例会において条例が議決

- ・ 令和7年12月22日 全員賛成にて条例が可決

条例周知啓発リーフレットの作成（進行中）

- ・ 条例制定後において、条例の内容の共有と実践を図るための周知啓発として子どもとともに考えるリーフレット作成ワークショップを実施。子ども向けのリーフレットに加え、大人向けリーフレットも作成
- ・ （子ども向けワークショップ）令和7年12月20日・令和8年1月15日・2月8日・2月23日
- ・ 大人向け子ども向けともに3月完成



狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会の進捗状況について

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会では、以下の日時・内容で協議を行った。

狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会	
第1回： 令和7年9月12日(金)	内容： (1)会議設置目的とグラウンドルール、主な協議事項とスケジュールについて (2)狛江市立小・中学校の教育データ共有(現状) (3)狛江市立小・中学校の教育データ共有(推計・過去の推移)
第2回： 令和7年12月2日(火)	内容： (1)教育委員等による他事例視察結果について (2)有識者ヒアリング結果について (3)中央教育審議会における主な議論について
狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 準備会	
令和7年8月6日(水)	内容： (1)狛江市の学校で「10年後も残したい」強み (2)強みを発展させるために、「あったらいいな」と思う資源や「ないと困る」と思う資源
狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会 有識者ヒアリング	
第1回： 令和7年9月18日(木)	内容： (1)有識者ヒアリングの目的等について (2)これまでの「狛江市 魅力ある学校づくりの推進連絡協議会」及び準備会での協議内容共有(現状) (3)狛江市立小・中学校の教育データ(現状・推計・過去の推移) (4)各有識者からのご意見(狛江市の小中学校における教育の課題・発展可能性が見込まれる点について)
第2回： 令和7年11月14日(金)	内容： (1)有識者ヒアリング(第1回)の主な意見について (2)狛江市の小中学校における教育の課題・発展可能性が見込まれる点について
教育委員 近隣自治体視察・ヒアリング	
令和7年10月～11月	内容： 世田谷区、調布市、三鷹市の3つの近隣自治体に視察及びヒアリングを行うとともに、1つの自治体(自治体名非公表)にオンラインヒアリングを行った。

そのうえで、主に以下の3つの視点から知見が得られた。今年度は、これらの知見を基に、コミュニティ・スクールで協議した結果を、第3回狛江市魅力ある学校づくり推進連絡協議会で共有し、来年度は教育内容だけでなく、ハード面も含めた教育環境について論点整理の策定を進める予定である。

1. 狛江市立小・中学校のこれまでや現状と今後の推計について

- 検討のはじまりとして、まず、学校管理職、主幹教諭、地域住民から見える現在の狛江市や各学校の教育の強みと伸びしろについて、準備会等を通じて協議を行い、狛江市の現在の教育の特徴や課題について、共通認識を図った。
- そのうえで、狛江市立中学校の現在や過去の状況等について、定性的な情報だけでなく、定量的な情報としても把握すべく、教育関係データを提示のうえ、協議を行った。
- 教育関係データに関する資料では、各学校別の学力(学力・学習状況調査の平均正答率)、体力(児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の体力平均値)の経年変化だけでなく、不登校(児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の長期欠席者数、不登校者数や前年度継続の割合等)、WebQU を基にした学級の親和割合や学級生活の満足、不満足、侵害行為認知、非承認等のデータを提供した。これらのデータにより、児童生徒の学力等、従来から評価されてきたものだけでなく、児童生徒の学校や学級に対する受止めや認識を読み取りうる情報も提供することで、現在の定量的な状況を可能な限り多面的に把握することができた。加えて、児童生徒の学びや育ちを支える教職員の勤務状況に関して、時間外在校等時間についてのデータも提示し、持続可能な学校経営についても検討する契機となった。
- さらに、適正規模・適正配置を検討する上で重要な要素の一つである、学校別の人口の将来推計(3パターンで令和17年頃までの推計)や過去の推移に関するデータ(特別支援学級利用者数の推移、長期欠席者・不登校者数の推移、市立中学校進学に至らなかった生徒数の推移)についても提供を行った。現在の学校・学級の数、適正かどうかについて検討する基盤となる情報を把握できた。
- これらのデータに基づく協議では、学級の親和性や不登校の状況、学力データ等の推移についてその要因や解釈に関する意見や、これからの学校教育において育むべき力に関する意見があった。

2. 他自治体から得られた知見について

- 狛江市外の近隣自治体の持つ知見から検討を進めるべく、ヒアリング・視察を行い、その結果、施設整備や適正配置に関するハード的な側面と、教育内容・支援内容に関するソフト的な側面の両面から知見が得られた。

- 世田谷区については、小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策を進め、改修や統廃合を経験しており、工事期間中の学習環境の確保等に関しても知見を得た。
- 三鷹市については、義務教育学校の検討の状況や学校施設の機能転換の一つとして取り組む学校3部制の状況、コミュニティ・スクールの推進について知見を得ることができた。
- 調布市については、中学校選択制を通じて得られた効果と、入学生徒数の見込みが立ちにくいといった課題について知見を得るとともに、多様な不登校対策の取組について知見を得た。
- 今後、適正規模・適正配置について議論を行う上では、ソフト的な側面だけでなく、施設整備を伴うハード的な側面についても検討を行う必要がある、整備時に複合化や小中一貫の教育を推進すること等を検討するだけでなく、工事期間中の学習環境の確保等も検討を行う必要があることが確認できた。

3. 外部有識者から得られた知見について

- 狛江市の今後の魅力ある学校づくりを検討する上では、近隣自治体にとどまらず、国外の知見や国内の他分野(医療、福祉)から見た検討が必要と考え、外部有識者に対し2回にわたる合同ヒアリングを実施した。
- まず第1回では、狛江市立小・中学校の教育関係データ、準備会で行った学校管理職、主幹教諭、地域住民から見える現在の狛江市や各学校の教育の強みと伸びしろに関する意見を資料として提示した。
- その結果、①本協議会において狛江市立学校の伸びしろとして提示された、子どもたちの「主体性」や「強さ」といった言葉について、②不登校の子どもへの支援について、③学校の提供すべき教育について、④SES と学力の関係について、⑤市域の小ささと流動性について、⑥本協議会の協議への参画について、以上6点の意見があった。
- さらに、検討を深めるべく、2回目の合同ヒアリングを行い、主に子どもの世界が変化していることに関する指摘と、子どもを取り巻く環境が変化していることに関する指摘があった。
- 具体的には、子どもの世界の変化として、子ども自身の抱える生きづらさや、低い自尊感情に関する指摘があった。また、子どもが当たり前に「毎日学校に行きたい」と思う訳ではないことなど、学校への捉えに関する指摘もあった。
- 続いて、子どもを取り巻く環境の変化について、学力や主体性の高低について個人の努力のみで回収されがちな自己責任化の様相など、現在の様々な教育観を問い直す必要があることが指摘された。また、教育観や子ども観にも関わる部分として、学びのオーナーが誰なのかという指摘や、子ども同士が互いをケアし合えるような、支え合える力の価値に関する言及があった。
- また、学校や授業づくりへ子どもが関わる必要性や、教師の状況と子どもの状況は連動しており、教師のウェルビーイングを確保することが重要であることが指摘された。

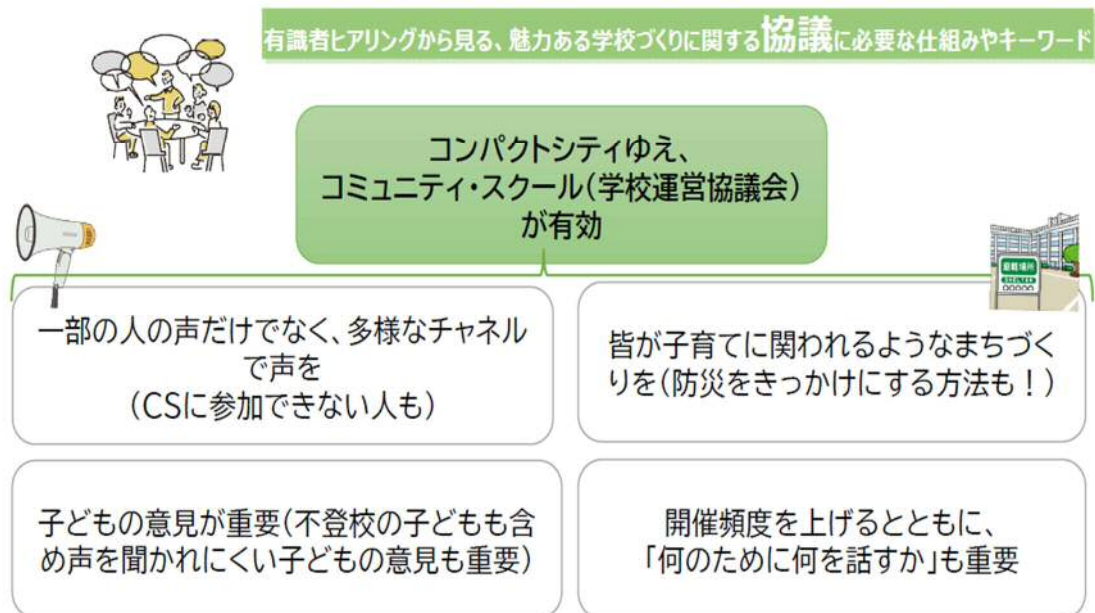
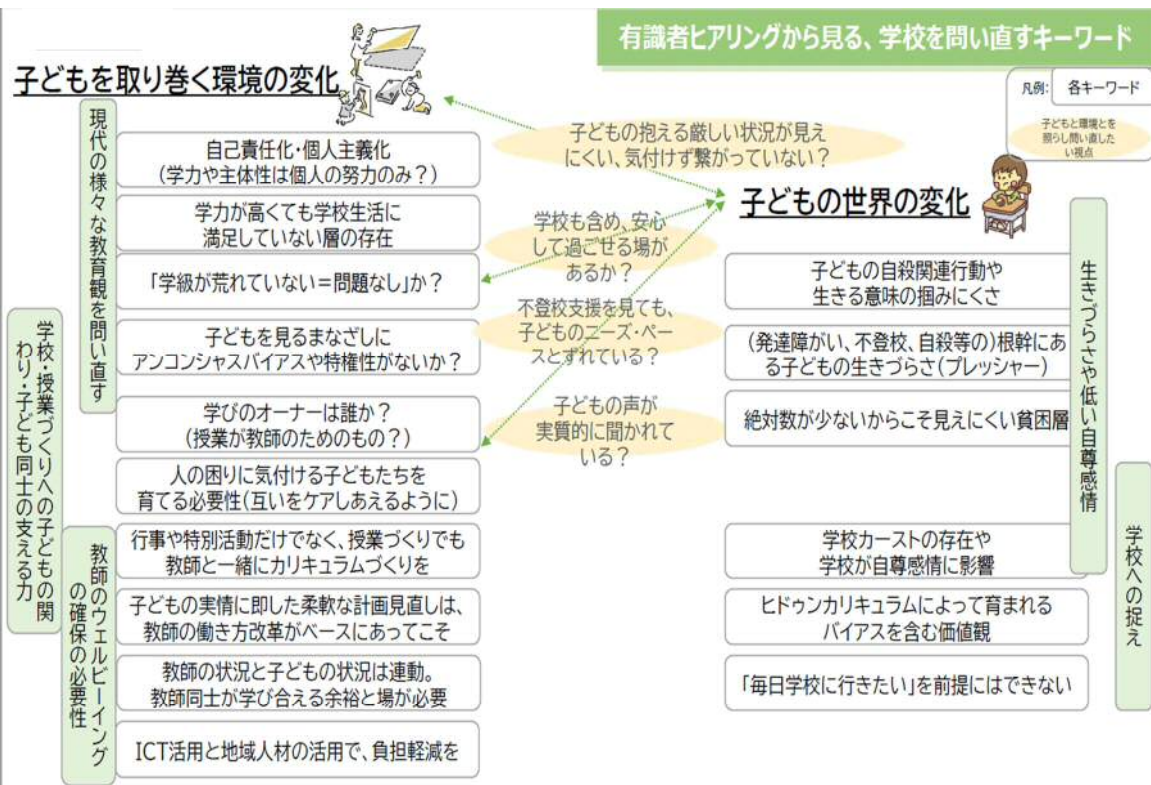
- さらに、この子どもの世界が変化していることと子どもを取り巻く環境とを照らしてみれば、子どもの抱える厳しい状況が大人からは見えにくくなっている可能性や、学校も含め安心して過ごせる場が十分でない可能性についても指摘がされた。
- これらの指摘を踏まえれば、現在の教育内容・教育環境をそのまま踏襲する形では、子どもの世界の変化に対応しきれない可能性があることがうかがえる。

近隣自治体視察結果（概要）

10月～11月にかけて、以下3つの近隣自治体に視察及びヒアリングを行うとともに、1つの自治体（自治体名非公表）にオンラインヒアリングを行った。その結果、施設整備や適性配置に関するハード的な側面と、教育内容・支援内容に関するソフト的な側面の両面から主に以下の知見が得られた。

視察先	世田谷区	三鷹市	調布市	先進自治体（非公表）
日時	11月4日（火）	11月6日（木）	11月7日（金）	10月14日（火）
視察先	瀬田小学校	第六小学校	本陣の子（適応指導教室）、はしうち教室（学びの多様な学校教室）	（視察なし）
委員	佐伯・森	小川・佐伯	斎藤・森	—
主な聴取事項	■ 世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（平成25年）に沿った改築の進捗状況と現在の課題認識 ■ 適正の改築で整備された学校での活動の様子	■ 義務教育学校の設置検討の過程・現状と課題意識 ■ コミュニティ・スクールの取組の現状、成果や課題意識 ■ 放課後活動（学校3部制）の取組	■ 中学校学校選択制の取組 ■ 不登校対策の取組	■ 適正規模・適正配置の取組の過程と、関係者の主な反応 ■ 合意形成において意識した点
施設整備・学校配置の観点での示唆	■ 統合を複数経験しており、一般的なスケジュールとしては行内で着工の3～4年前に整備方針を策定しており、その後の基本構想の検討段階で、地域住民を交えた検討委員会を設置し、議論を重ね、地域の意見を反映している。 ■ エリアによって新しい提案への受容度は異なる。合意形成において、区民の声（校庭の砂ぼこり、騒音、通学路の安全確保等）を聞きながら要望に対して校舎の位置やプライバシーの確保などで素材を変えたりする等、さめ細かに対応している。ただし、基本構想段階で区民の意見を入れ、まとめているので、基本構想提示以降に大枠を変更することはない。（再度基本構想検討委員会を実施し、区民の意見を聴きながら見直した案件あり。） ■ 統合で意見が出る大部分は通学路の安全面での意見になる。安全面の確保として、グリーンベルトの整備や見守り活動の充実をしている。 ■ 統合に際しては、学校ごとに選定所運営委員会などがあり、地域の組織の在り方について意見があった。統合校はこの議論だけで3年程度かかっている。 ■ 子どもたちは自分の学校として通い始めるとその学校が母校になるので影響はあまりないが、卒業生や地域の方、保護者の方が統合後も強く意見を持つケースがある。2校の子どもたちが試みに活動をしていく、	■ 義務教育学校の設置については、まちづくりの観点から市長部局が主導し、令和3年頃から検討を進め、説明会を開催したりガイドブックで04を提示したり工夫をしている。 ■ 義務教育学校を設置することで、物理的な距離の近さや教員組織が一体となることが期待される。 ■ 学校3部制に関連し、今後の学校整備に際しては、地域が利用することを想定した動線の分離をはじめとした安全対策をする必要がある。	■ 中学校選択制について8校全校について、平成18年度から子どもたちの個性を伸ばすという目的で中学校入学時に、どの学校でも学校選択制（自由選択制）を導入している。 ■ 検証報告書では生徒・保護者ともに制度を評価しており、今後も継続するとしている。また、過度な学校間の競争は生まれていない。 ■ 選択理由は、部活、仲の良い友人がいること、新たな友人関係をつくりたいことが主で、部活動を今後継続する場合や人間関係について何らかの強い思いがある生徒にとっては有効に働く可能性をうかがえた。 ■ 中学校選択制の課題としては、今後数年間は生徒数が増加する見込みであり、教室数が不足する可能性があることや、私学などへの進学が多いためには不確定要素が多く、入学生徒数の見込みが読みにくい部分もある。 ■ また、学びの多様な学校について平成30年に分教室型で開設しており、現在23名の生徒が利用している。	■ 4年程度の協議会での答申を経て、2段階に答申を分け、徐々に進めるようにしている。 ■ 最初から継続的にある意見としては「通学距離が延びるので、そこがなかなかないか」「熱中症もある中で暑い中歩けるか」という話が多く出されている。

視察先 教育・ 支援の 内容面 での示 唆	■ ということの中で地域を一緒に作っていく必要がある。 ■ かつて通学区域を変更した際は避難所運営委員会関連の課題や給食関連の新規設備の整備が必要になった。 ■ また、工事期間中の学習環境の確保に際し、仮設校舎を作らず、既存校を活用する方針で玉突きでの施設整備をしている。 ■ 迫近の学校改築にかかる費用は高騰しており、入札不調の状況もある。 ■ 迫近の改築で整備された瀬田小学校の様子からは、今後の児童数減を見越し、いずれ地域の方のみが利用するゾーンも発生することを踏まえた配置や、廊下からの視認性の高い構造は運営の透明性にも寄与しているものだった。	三鷹市	■ コミュニティ・スクール（以下、CS）の取組は歴史が長く、部会制（全体会の他、評価部、広報部、支援部等の部会）や開催回数（全体を月1回（年間10回程度）、部会を月1～2回程度）、委員構成・仕期の工夫があり、また過去から協議の質が向上している様子（学校から報告のみ→対話量は増加するも発散→アクションを伴う協議）がある。 ■ CS委員会には、学校職員のうち管理職のみが出席しているが、教員からの意見も聞くため、学校公開で午前中で終わる日などに午後の時間を使ってCS委員と管理職以外の先生が意見交換できるようにする等の工夫があった。 ■ 学校ではなくCS委員会の役員を中心に会議運営をするようにしたことで、会議が自立していったように思う。会議テーブルも会議形式ではなく、グループごとに話し合いができるような形で設置。承認事項等の説明についても、資料を事前に配布し確認してきてもらうように依頼し、当日の説明はコアの部分だけを説明するなど報告時間がとてもコンパクトになった。 ■ 学校3部制（第1部を授業、第2部は子どもたちの学び場・遊び場、第3部は地域の多様な活動の場）の観点は、現在の施設設備でも教職員の心理的障壁を軽減できれば、機能転換は進められる可能性をうかがえた。	調布市	■ 適応指導教室の運用を抜本的に見直し、「自分で選ぶ、自分で決める」を大切に、環境整備の面でも学校らしさを限りなく減らしたことで一気に利用者数が増えた。 ■ さらに今年度末から新たに中学生の教育支援センターを駅前にオープンするなど、不登校に関する取組を強化している。 ■ 学びの多様化学校では劇場の劇団員が講師をする等の「表現科」と「CST（コミュニケーションスキルトレーニング）」と、「個別学習」が特徴的なプログラムを持つ。運用の課題としては、学習の評価・評定や入学後も不登校状態が改善しにくい生徒の対応などがある。 ■ 退職校長と心理士がセットになったアウトリーチ型の支援や、SSWを派遣型から配置にする等の各不登校の取組に工夫がある。 ■ 不登校の取組がばらばらにあるのではなく、子ども不登校の状況や学びへの比重などで、取組が体系的に整理・展開している。	先進自治体（非公表） —
--------------------------------------	---	-----	--	-----	---	-----------------



学校におけるネットワークアセスメントの実施等について

以下の目的のもと、狛江市立小・中学校 10 校全校において令和7年度中にネットワークアセスメントを行う。なお、本アセスメントは令和7年 10 月に改定した「狛江市ネットワーク整備計画」に基づいて行うもので、令和7年 10 月には「狛江市ネットワーク整備計画」の改定に加え、「狛江市校務 DX 計画」「狛江市1人1台端末の利活用に係る計画」「狛江市端末整備・更新計画」を改定している。

【目的】

- 一人一台端末環境を整備している市内小・中学校において、今後、GIGA スクール構想の一層の推進に伴い、デジタル教材のさらなる利活用や学習系と校務系の連携によるネットワーク拡充が見込まれる。
- このことから、令和7年 10 月に改定した「狛江市ネットワーク整備計画」(別添のとおり)に基づき、通信環境の課題を特定するためにネットワークアセスメントを行う。

【対象校】

- 狛江市立小・中学校 10 校全校を対象として実施する。

【調査内容と調査結果の活用について】

- 文部科学省のガイドラインで調査項目例として示されている7項目を調査する。
- 令和8年度は、これらの調査結果を踏まえ、小・中学校において中長期的に安定的な通信環境を構築するために必要となる改善措置を講じることを予定している。
- この改善措置は、必要に応じて工事を伴う等、相当程度の財源を要するものとなる。
- 令和9年度以降も、東京都から令和 10 年度を目途に学習系と校務系の連携及びゼロトラストセキュリティ環境の構築を前提とした統合型校務支援システムの都内共通化、共同調達の方針が示されたことを踏まえ、これに対応できる環境を整備していくことを予定している。

(別添)

【狛江市】

ネットワーク整備計画

1 必要なネットワーク速度が確保できている学校数、総学校数に占める割合

必要なネットワーク速度 が確保できている学校数	総学校数に占める割合 (%)	調査方法
0 校	0 %	児童生徒が使用するネット ワークの無線アクセスポイ ントに端末を接続し、帯域 測定サイトにおいて測定。 (セルフチェック)

2 必要なネットワーク速度の確保に向けた措置及びスケジュール

全校において国が示す推奨帯域に達しておらず、今後、デジタル教材等の活用促進を円滑に推進するためには、ネットワーク速度をより望ましい状態にすることが求められる。

そのため、詳細なアセスメントにより課題を特定し、早急に改善措置を講じる必要がある。

令和7年度中	事業者への委託により、全校を対象にネットワークアセスメントを実施し、課題を特定。
アセスメント完了後 順次～	ネットワークアセスメントの結果を踏まえ、過度な財政負担とならないよう、対応の優先度に応じ、順次、全校における改善策を完了させる。

【狛江市】

1人1台端末の利活用に係る計画

1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

子どもたちの多様なニーズに応じた学びの必要性が増す一方、教職員不足等により学校教育を支える人材は限られている。ICTを有効に活用した「個別最適な学び」や「協働的な学び」を実行し、知・徳・体のバランスのとれた基礎的・基本的な知識・技能の習得と課題解決力の育成を目指す。

GIGA第1期の総括

令和2年9月に1人1台タブレットを導入し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休校、学級閉鎖時の学習保障、探究的な学習における資料の作成、自身の意見形成・発表等に活用してきた。

一方で、端末スペックによる通信遅延や、教職員間の利用頻度の差、運用面での業務増加等、ハード、ソフト両面での課題が発生しており、利活用を進めるにあたり、解決を図る必要がある。

1人1台端末の利活用方策

「個別最適な学び」が進められるよう、教職員はこれまで以上に子どもの成長につながる学習機会・学習方略の提供や子どもの抱える課題の早期発見・理解が求められる。また、子どもの個々の興味・関心・意欲等を踏まえたきめ細かな指導・支援だけでなく、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる。

このため、例えば下記に記載の事例のようにタブレット等を効果的に活用していく必要がある。

- ・子どもの学習状況等のデータ把握やデータ把握の効率化（例えば、CBTシステムやデジタル採点ツール）
- ・データに基づく指導・支援の個別化（学習が遅れがちな子どもに対するフォロー、発展的な学習の実施）にタブレット（例えば、デジタルドリル）を活用する。
- ・授業支援ツール等を活用した、迅速なデータ共有や協働学習（例えば、デジタルホワイトボードとそれらを掲示する電子黒板等の大型提示装置）や主体的な学びを推進する。

また、1人1台端末を安全かつ効果的に活用できるよう、ICT支援員向けの研修を定期的に行う他、セキュリティポリシーを定期的に見直すことが必要である。なお、教職員が不足するなか、個別最適な学びを行うにあたり、上記取組は必須であり、端末の整備・更新により、1人1台端末環境を引き続き維持することは必要である。

【狛江市】 校務DX計画

目的

GIGAスクール構想の下において、校務DXを推進し、教職員の心身健康保持の実現及び誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境の整備を図り、学校教育の質の維持・向上を図る。

取組内容

各種法令の遵守、セキュリティの確保を行ったうえで、教職員の負担軽減と業務量の縮減及び業務の効率化を念頭に以下の取組を各主体ごとに実行する。

現在の環境下で実行できるものについては、各主体は直ちに実行するとともに、教育委員会は、各学校の取組について好事例等を狛江市立学校全体に共有することにより取組を加速させる。

取組を実行するにあたり、システムの設計変更等が必要なものは、目的に沿った設計を令和9年度末までに検討する。

【全体に共通したインフラ】

- ・ゼロトラストセキュリティ対策を講じたネットワーク・端末の整備（令和10年度中まで）
- ・（クラウド型）統合型校務支援システムの更改に向けた要件の整理・導入（令和10年度中まで）
- ・学校の通信ネットワーク速度の改善（令和9年度中まで）

【教育委員会と学校のやり取り】

- ・教職員の共有メールアドレスの活用拡大
- ・グループウェアを活用した情報発信の推進
- ・会議のペーパーレス化

【業務量の削減】（不合理な手入力作業の削減を含む）

- ・教職員の生成AI（Microsoft 365 Copilot Chat）の活用
- ・デジタル採点ツールの活用

【校内（教職員間）のやり取り】

- ・各種事務手続のペーパーレス化（FAXの原則廃止や出張簿・休暇簿の廃止見直し含む）
- ・会議のペーパーレス化
- ・各種資料・教材のデータでの共有

【学校と保護者等のやり取り】

- ・教職員用メールアドレスの追加
- ・教職員の共有メールアドレスの活用拡大
- ・保護者用連絡ツールの導入（徴収金システムとの連携）（令和10年度中）

【その他】

- ・育児・介護等に配慮したリモートワークシステムの実施、拡大検討

東京都狛江市 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度
① 児童生徒数	5,324	5,355	5,445	5,213	5,183
② 予備機を含む整備上限台数 (予備機を含む)	6,122	4,808	3,541	1,774	245
③ 整備台数 (予備機除く)	1,301	1,305	1,305	1,300	0
④ ③のうち、 基金事業によるもの	1,301	1,305	1,305	1,300	0
⑤ 累積更新率	24.4%	48.7%	71.8%	100.0%	100.5%
⑥ 予備機整備台数	49	65	195	195	0
⑦ ⑥のうち、 基金事業によるもの	49	65	195	195	0
⑧ 予備機整備率	3.8%	4.4%	7.9%	9.7%	9.7%

(端末の整備・更新の考え方)

令和 6 年度から令和 9 年度までの間、毎年度、小学 2 年生及び小学 6 年生に新たな端末を整備・貸与することで、導入台数を平準化しながら令和 9 年度に累積更新率100%を見込む。また、4 年間使用した端末は、児童生徒から返却を受けた後、以下の「更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について」に沿って転用、再利用又は再資源化を図る。

また、令和10年度については、令和 9 年度に累積更新率が100%に達することから、国の動向等を踏まえて改めて整備方針を検討することとし、現状における整備台数は未定（ゼロ）とする。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数

- ① 令和 2 年 9 月に購入した児童生徒用タブレットの一部（ipad約500台、arrows約1,300台）
- ② 令和 2 年 9 月に購入した児童生徒用タブレットの一部（ipad約1,000台）
- ③ 令和 2 年度から令和 4 年度に購入した児童生徒用タブレットの一部（ipad約1,000台）

○処分方法

教職員利用又は公共用途への転用等を行ったうえで、小型家電リサイクル法認定事業者への委託による再利用・再資源化を行う。なお、有償売却による処分を含む。

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- ・処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

- ①：令和 7 年度
- ②・③：令和 9 年度

○その他特記事項

データ消去については、上記委託事業者により、文部科学省による「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」及び「狛江市教育委員会教育情報セキュリティポリシー」に則り、物理的な方法による破壊、磁気的な方法による破壊、OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去等を実施する。

狛江市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年2月

狛江市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	新たな目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・・・	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	7

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

狛江市教育委員会では「学校の働き方改革プラン*」を策定し、学校の働き方改革の不断の改革を推進しております。

学校では、複雑化・多様化する課題への対応に加え、子どもたちの学習を支えるため、「主体的・対話的で深い学び」の実装や多様な個性や特性のある背景を有する子どもたちの学びを確かなものにする事が求められています。

こうした課題へ向き合うために、教育職員は、専門性や資質・能力を向上させるとともに、学校や地域の一員として、協働や連携を図ることが必要不可欠であり、それを支える仕組みづくりも重要な課題となっています。

本務である日々の学習指導や生活指導に加えて、保護者対応や事務分担など教育職員の仕事は多岐にわたり、長時間労働の改善や負担感の解消、メンタルヘルスをはじめとする健康への配慮など、教育委員会として、教育職員の働き方の実態を把握・分析した上で、教育職員が誇りややりがいを持ち、その専門性を発揮できる職場環境を整えていく責務があります。

狛江市教育委員会では、学校に求められる役割への期待や文部科学省及び東京都教育委員会の動向等を踏まえ、平成30年2月に「学校の働き方改革プラン*」を策定し、令和3年3月、令和6年3月に改定しました。また令和7年3月に策定の「第4期狛江市教育振興基本計画(狛江市教育大綱)」に示しました、基本方針3「家庭・地域・学校で子どもの学びを支える教育環境の整備」の施策(3)

「学校の力の向上・働き方改革の推進」において、教育職員が心身共に健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていきます。

さらに「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日より完全実施されることを踏まえ、ここに教育職員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画(業務量管理・健康確保措置実施計画)の策定にいたしました。

学校の働き方改革を進めるためには、保護者や地域社会にも理解していただく必要があります。本計画を進めるにあたり、保護者・地域社会の理解を図るため、狛江市教育委員会は、十分な説明をするとともに、併せて地域社会の理解を促すための啓発活動に努めます。

※ 教育職員とは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第2条第2項に定義されているとおりであり、狛江市においては、狛江市立小学校及び中学校の校長、副校長、主幹教諭、指導教諭、主任教諭、教諭、主幹養護教諭、主任養護教諭、養護教諭、栄養教諭、講師となります。

* 「学校の働き方改革プラン」(平成30年2月策定 令和3年3月改定 令和6年3月改定)

目的	次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図る。
-----------	--

(2) 本市の現状

- 本市では、令和6年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校の働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」という）を改定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。
- こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりでした。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	月 32 時間 25 分	22.2%	1.0%
中学校	月 36 時間 03 分	29.4%	2.2%

- 時間外在校等時間が 45 時間を超える割合が小学校では 22.2%、中学校では 29.4%であり、解消には至っていません。校務 DX 化を図り、教育職員が効率的な校務処理を実現することにより、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要です。
- こうしたことを踏まえ、令和7年度は、「学校働き方改革プランのポイント解説資料」を作成し、同プランに基づく取組として、完全閉庁時間を設ける取組などを進めております。
- 令和8年度以降は、上記の実情を踏まえたうえで、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき計画的に推進します。

2 新たな目標

- 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

【令和6年度 75.5%】

* 「学校の働き方改革プラン」（平成30年2月策定 令和3年3月改定 令和6年3月改定）

目標	令和8年度までに、1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教員をゼロにする。
-----------	---

- 「学校の働き方改革プラン」（令和6年3月改定）における目標は、「1 か月当たりの時間外在校等時間が 45 時間を超える教員をゼロにする。」となっております。今後は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」にある「1 箇月時間外在校等時間」が指標となるため、100%の教育職員が 45 時間を超えることがないということで、目標を設定しました。

- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。
〈年度における努力目標〉

小学校：令和8年度 30時間 令和9年度 30時間 令和10年度 30時間

中学校：令和8年度 35時間 令和9年度 35時間 令和10年度 30時間

【令和6年度 小学校：32時間25分 中学校：36時間03分】

(2) ライフ・ワーク・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。
【令和6年度 14.26日】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。
【令和6年度 11.4%】
- ・ 教育職員が、児童・生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、いきいきと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- ② 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応
- ③ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- ④ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- ⑤ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

(ア) 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、通学路の見守り活動を推進します。

(イ) 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童・生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・ 放課後から夜間における見回りについては、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・ 学校警察連絡協議会等において、補導された児童・生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて周知・啓発します。

(ウ) 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）

- ・ 給食費等の学校徴収金について、現在徴収システムを運用しており、保護者連絡

ツール導入を合わせて徴収金システムを導入します。

(エ) 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等(「3分類」④関係)

- ・ 全小中学校において、関係者連絡ツールを活用し、地域コーディネーター等の連絡調整を円滑にすすめます。

(オ) 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ 令和11年度中末までに、市長部局とも連携して直接苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築します。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ⑥ 調査・統計等への回答
- ⑦ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理
- ⑧ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ⑨ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
- ⑩ 校舎の開錠・施錠
- ⑪ 児童・生徒の休み時間における安全への配慮
- ⑫ 校内清掃
- ⑬ 部活動

「学校と教師の業務の3分類」(文部科学省)より

(ア) 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・ 教育委員会の調査の実施内容や実施時期、活用状況等の実施状況を整理し、学校への依頼の統合を検討し、共同事務室と連携してすすめていきます。
- ・ 校務支援システムの保有するデータ等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減します。
- ・ 回答者は事務職員が主導することを原則とします。

(イ) 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理(「3分類」⑦関係)

- ・ 学校のウェブサイトの更新については、原則ICT支援員が更新できるようにします。

(ウ) ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理(「3分類」⑧関係)

- ・ ICT支援員の活用促進に向け、ICT支援員の増配を進めます。

(エ) 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

- ・ 学校プールについて、他の公共施設や民間委託も含め、施設・設備の管理に伴う業務を軽減していきます。

(オ) 校舎の開錠・施錠(「3分類」⑩関係)

- ・ シルバー人材の活用に加え、校舎・体育館への施錠については、スマートロックを導入します。

(カ) 児童・生徒の休み時間における安全への配慮(「3分類」⑪関係)

- ・ 学校の実情に合わせて、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(キ) 校内清掃（「３分類」⑫関係）

- ・ 外部委託事業者やシルバー人材を活用します。

(ク) 部活動（「３分類」⑬関係）

- ・ 「部活動の地域展開に関する基本方針」に沿い、部活動指導員の拡充や合同部活動の促進、地域での活動（ゆるサークル）の促進を行います。また、平日の部活動については、活動日・活動時間の適正化を図ります。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ⑭ 給食の時間における対応
- ⑮ 授業準備
- ⑯ 学習評価や成績処理
- ⑰ 学校行事の準備・運営
- ⑱ 進路指導の準備
- ⑲ 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応

「学校と教師の業務の３分類」（文部科学省）より

(ア) 給食の時間における対応（「３分類」⑭関係）

- ・ 学校の実情に合わせて、地域コーディネーターや地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(イ) 授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

- ・ 教材作成等の業務を担う外部人材（スクール・サポート・スタッフ）や、副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材（エデュケーション・アシスタント）を活用します。
- ・ 統合型校務支援システムやデジタル採点ツール、生成 AI ツール等を導入し、活用することにより、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減します。

(ウ) 学校行事の準備・運営（「３分類」⑰関係）

- ・ 保護者や地域コーディネーター、地域住民の協力を得て、業務を軽減します。

(エ) 支援が必要な児童・生徒・家庭への対応（「３分類」⑲関係）

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を年３回以上とし、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、学校と家庭をつなぐ支援員を活用するとともに、警察や児童相談所等の関係機関と協力・連携をとり、対応していく。

(２) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図ります。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校４年生以上は年間で 1,086 単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・ 当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動等の見直しや、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・ デジタル採点ツールや生成 AI ツールの活用、統合型校務支援システムの導入により、「GIGA スクール構想の基での校務 DX チェックリスト」に基づいた自己点検を行い、効

率化の進捗状況を把握します。

- ・ 勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置しています。
- ・ 各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施します。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉、健全な職場環境を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組みます。

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 80 時間を超えており、疲労の蓄積が認められる教育職員に対し、産業医等の医師による面接指導を実施します。
- ・ 50 人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を 100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進します。
- ・ ハラスメント防止等も含め、心身の健康問題についての相談窓口を市教育委員会教育部内に設置し、東京都の相談窓口等の情報を提供して、相談できるようにします。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数を長期休業中を中心に連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進します。
- ・ 令和 9 年度までに、学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に合計 10 日間の一斉閉校期間を設定します。
- ・ 時差勤務やテレワークの実施について、継続できるようにすすめていきます。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとします。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から産業医の面接を受けられるようにします。
- 年次有給休暇日数の情報を把握するため、共同事務室が中心となって取得数を把握し、学校管理職が目標達成のための働きかけをできるように提示します。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施します。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施します。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行います。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携して総合教育会議で報告する等、保護者や地域の方々に対して、本市における「業務の 3 分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。

[参考]

学校と教師の業務の3分類		
➤ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。 ➤ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。		
学校以外が担うべき業務 - 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 - 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 - 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） - 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 - 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 ※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築	教師以外が積極的に参画すべき業務 - 調査・統計等への回答！学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 - 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理！学校がテーマ場合は事務職員等が積極的に参画 - ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理！教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 - 学校プールや体育館等の施設・設備の管理！教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 - 校舎の開錠・施錠！副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 - 児童生徒の休み時間における安全への配慮！地域住民等の支援や、輪番等を促進 - 校内清掃！児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 - 部活動！部活動の地域展開・地域連携を推進 ※専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画	教師の業務が負担軽減を促進すべき業務 - 給食の時間における対応！食に関する指導については、栄養教諭等が対応 - 授業準備！教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 - 学習評価や成績処理！採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 - 学校行事の準備・運営！関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 - 進路指導の準備！就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応！専門スタッフとの協働等を促進 まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

「学校と教師の業務の3分類」（文部科学省）より

令和7年11月7日

狛江市教育委員会
教育長 柏原 聖子 様

狛江市スポーツ推進審議会
会 長 富 永 茂 和

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて（答申）

令和7年7月23日付け狛教教社発第000238号にて狛江市教育委員会より諮問
がありました標記の件について、審議の結果、別紙のとおり答申をいたします。

狛江市スポーツ推進審議会委員

会 長	富 永 茂 和
副会長	島 本 和 彦
委 員	須 貝 昭 彦
委 員	鈴 木 隆 広
委 員	佐 竹 弘 靖
委 員	小 松 香 織
委 員	岐 津 明
委 員	笠 井 里津子
委 員	松 葉 優
委 員	矢 野 裕 之

狛江市スポーツ推進計画の計画期間の見直しについて

(答申)

令和 7 年 11 月

狛江市スポーツ推進審議会

1 審議の経過

狛江市スポーツ推進計画の計画期間は、令和３年度から令和７年度となっており、計画改定が必要となっているが、今後整備を予定している（仮称）西和泉スポーツ施設の施設利用方針等のほか、国や東京都のスポーツへの取組を盛り込んだ計画策定を踏まえて、計画期間の見直しを行いたいとして、令和７年７月２３日付けで、狛江市教育委員会より諮問を受けた。

この諮問に対し、本審議会では、狛江市の「旧狛江第四小学校跡地整備基本計画（令和７年３月）」、改正スポーツ基本法（令和７年６月）、国の「第３期スポーツ基本計画（令和４年３月）」及び、東京都の「東京都スポーツ推進総合計画（令和７年３月）」の内容を鑑み、（仮称）西和泉スポーツ施設整備の進捗状況や、現在の社会情勢等を踏まえ、審議をした。

2 考察

I （仮称）西和泉スポーツ施設について

- （仮称）西和泉スポーツ施設については、令和１３年度に施設供用開始が予定されており、基本設計・実施設計等により施設全容が整った際に、利用方針の策定が必要になると考える。
- 改定後の狛江市スポーツ推進計画には、（仮称）西和泉スポーツ施設を活用したスポーツ活動の目的や種類等について、定義することが必要であると考えます。また、同施設は、人生１００年時代に向けて、スポーツ・健康づくりの場として利用でき、多世代が交流する地域上の中核的な存在となることが求められている。
- ２０２５年（令和７年）６月に成立した改正スポーツ基本法では、スポーツの再定義が行われた。法改正では、従来の「する」「見る」「支える」に加え、「集まる」「つながる」といった「スポーツを通じたつながり・交流」の概念が新たに明記されており、狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、（仮称）西和泉スポーツ施設の新たな位置付けを明記する必要性が高まったと考える。

II 国・東京都の動向について

- 国の「第３期スポーツ基本計画（令和４年３月）」には、地方自治体に期待される役割として「国民やスポーツ団体等のスポーツ活動を支援するため、第３期計画を参酌してできる限り速やかに地方スポーツ推進計画を改定・策定することが期待される」とあり、「各地域が有するスポーツ資源等を踏まえ、課題解決等に「スポーツの力」がどのように寄与できるのかを検討し、各地域の実情に応じた計画を策定することが望ましい」と記載があることから、狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、国の第３期スポーツ基本計画に触れる必要があると考える。

- 東京都スポーツ推進総合計画には、e スポーツへの考え方・取組が示されているほか、スポーツにおける健康の維持・増進として、東京都健康推進プランに結び付いた計画策定が行われており、「子供とスポーツ」「高齢者とスポーツ」「障害のある人とスポーツ」「女性とスポーツ」など、幅広い考え方が示されている。狛江市スポーツ推進計画を改定する際においても、十分調査を行い、健康の維持・増進の視点を盛り込む必要があると考える。
- 国の第3期スポーツ基本計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が70%になることを目指すこととしており、東京都スポーツ推進総合計画においても、「政策の柱1 スポーツで輝く」の「指標2 都民のスポーツ実施率」について、2030年度（令和12年度）までの目標を70%としている。同様に現狛江市スポーツ推進計画においても、「令和6年度末までに市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」としているが、令和7年4月に実施した令和7年度狛江市前期基本計画の指標等に係る市民アンケート調査報告書（抜粋）において、週1回以上のスポーツ実施率は、67.4%となっており、「令和6年度末までに市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」という目標値に到達していない状況となっている。以上を踏まえ、狛江市スポーツ推進計画の計画期間を延伸し、引き続き「市民のスポーツ実施率を70%に引き上げる」といった目標の達成を目指す必要性はあると考える。

3 結論

以上の考察から、（仮称）西和泉スポーツ施設の利用方針等と合わせ実態に即した計画策定が望ましいことから、現在の狛江市スポーツ推進計画を施設供用開始が予定されている令和13年度の前年度である令和12年度まで計画期間の延伸をすることが妥当と考える。また、（仮称）西和泉スポーツ施設の基本設計・実施設計等の進捗状況や本市におけるスポーツを取り巻く環境の変化に応じて、狛江市スポーツ推進計画の計画期間の再度の見直しが必要になった場合は、改めて審議をされるよう、進言をする。

なお、改正スポーツ基本法、国の第3期スポーツ基本計画及び東京都スポーツ推進総合計画を参酌し、動向に注視をしながら、現計画の運用及び各種調査研究を進める必要があるものの、喫緊に目標値を変更することは不要であることも申し添える。